

官報

号外 昭和二十二年九月二十四日

○第一回衆議院會議錄第三十五号

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)
午後二時十六分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)

午後一時開議

第一 大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案(内閣提出)

第二 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 農産種苗法案(内閣提出、参議院送付)

第四 重要肥料統制法等を廃止する法律案(内閣提出)

第五 自由討議 (前会の続)

(朗読を省略した報告)

一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

百貨店法を廃止する法律案

一、昨二十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

失業保険特別会計法案

一、去る二十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

裁判所予備金に関する法律案

一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所予備金に関する法律案(内閣提出、参議院送付)(第六〇号)

司法委員会 付託

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六一号)

財政及び金融委員会 付託

百貨店法を廃止する法律案(内閣提出)(第六二号)

商業委員会 付託

一、去る二十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

國家賠償法案

一、去る十八日外務委員長から提出した左の國政調査要求書に対し、議長

は、去る二十日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 講和會議に關する諸問題

二、調査の目的 講和條約に關する準備研究

三、調査の方法 官民各方面より意見聴取及び資料要求

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十二年九月十八日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る十八日厚生委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は去る二十日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 住宅問題

二、調査の目的 住宅問題に關する対策樹立

三、調査の方法 小委員会の設

置、資料要求、報告説明聴取等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十二年九月十八日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る八月二十九日水産委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は去る二十日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 漁業物資に關する件

二、調査の目的 漁業資材の活用のため

三、調査の方法 小委員会の設置、資料蒐集

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十二年八月二十九日

水産委員長 青木清左門

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る十九日水産委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は去る二十日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 漁業権(漁船、漁具の所有権を含む)に關する事項

二、調査の目的 漁業権(漁船、漁具の所有権を含む)の改定

三、調査の方法 關係方面委員派遣及び意見聴取

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十二年九月十九日

水産委員長 青木清左門

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る二十日提出した緊急質問は、次の通りである。

官紀紊亂に關する緊急質問(角田幸吉君提出)

水害の予防措置に關する緊急質問(島上善五郎君提出)

○副議長(田中萬壽君) これより會議を開きます。

第一 大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案(内閣提出)

○副議長(田中萬壽君) 日程第一、大

蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

官報号外

昭和二十二年九月二十四日

衆議院會議錄第三十五号

議長の報告 大蔵省預金部の債権の條件変更等に関する法律案

する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、預金部資金運用委員会の意見を聴いて、その融通條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。

第二條 地方公共団体又は金融機関に対し、融通條件の定めるところにより、これらの者が更に他人に貸し付けるため、必要な資金として預金部資金を融通した場合において、当該地方公共団体又は金融機関（以下直接融通先という。）から資金の貸付を受けた者（融通條件の定めるところに従い、貸付を受けた者から更に貸付を受けた者を含む。）が、会社経理應急措置法の特別経理会社（会社経理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。）

となつたため又はその他のやむを得ない事由に因り、直接融通先（債務者の交替その他の事由に因り、あらたに直接融通先となつた者を含む。以下同じ。）が貸付に因り生じた債権の全部又は一部の弁済を受けることができないときは、大蔵大臣は、政令の定めるところにより、指定時（金融機関経理應急措置法に定める指定時をいう。）における当該直接融通先の債務の全部又は一部を免除することが出来る。

第三條 前二條の規定は、簡易生命保険及郵便年金特別会計法による積立金の運用による資金の融通に因り生じた債権について、これを準用する。この場合においては、前二條中「大蔵大臣」とあるのは「通信大臣」、第一條中「預金部資金運用委員会」とあるのは「政令で定める委員会」と読み替へるものとする。

附則

この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。但し、この法律公布の日から三十日を超え

大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

預金部資金並びに「簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の積立金」の運用資金たる債権について、債務者のやむを得ない事情により、元利金の回収が著しく困難な場合等において、必要に應じ所管大臣が融通條件の緩和をなし得るための法律である。

二、本案の目的

第一に預金部資金並びに「簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の積立金」の運用による資金の融通を受けた者が、災害その他の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつたものについて、大蔵大臣又は通信大臣が預金部資金運用委員会又は簡易生命保険及び郵便年金事業委員会にはかつて、融通條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をなし得ることとしようとするものである。

第二に所謂経理貸付の方法による資金の融通を行つたものについて、戦時補償の打切等の結果、特別経理

会社は該当する場合その他やむを得ない事情によつて、直接融通先がその最終貸付先よりその債権の弁済を受けることができない場合において、当該直接融通先の大蔵省預金部等に対する債務を免除する必要があるもので、これが必要な法的措置を講じようとするものである。

三、議案の議決理由

債務者のやむを得ない事情により、元利金の回収が著しく困難な場合に対する措置として適当なものと認めるが、問題となるのは、融通條件及び支拂方法の変更を必ずしも預金部資金運用委員会の意見を聴き、しかる後に主務大臣が、公共の利益のため必要があると認める場合に限るといふその順序を誤らないことが重要であるといふことであつて、それには條文の表現を改める必要があるので、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十日

財政及び金融委員長 北村徳太郎

衆議院議長松岡洋吉殿

〔別紙〕（小字及び一は修正）
大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案の一部を次のよう

に修正する。

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、預金部資金運用委員会の意見を聴いて、○その融通条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。

〔北村徳太郎君登壇〕

○北村徳太郎君 ただいま議題となりました、大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案につきまして、財政及び金融委員会における審査の結果並びに結果について御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について申し上げます。第一に、預金部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の積立金の運用によりする資金の融通を受けた者が、災害その他やむを得ない事情によりまして、元利金の支拂が著しく困難となつたものにつきましては、大蔵大臣または通信大臣が預金部資金運用委員会または簡易生命保険及び郵便年金事業委員会に

語りまして、公共の利益のためにそれが必要であると認められた場合に限り、債権の中間留置または償還期限の延長を行う等の方法によりまして、融通条件の変更または延滞元利金の支拂方法の変更をなし得ることとしたし、資金の適切な運用を事情に即應させようとするものであります。

第二は、いわゆる經由貸付の方法によるものであります、すなわち資金の融通を行つたものについて、戦時補償の打切り等の結果、特別整理会社に該当する場合、その他やむを得ない事情によつて、直接融通先がその最終貸付先からその債権の弁済を受けることができなくなつた場合においては、当該直接融通先の大蔵省預金部等に対する債務を免除する必要があるものでありまして、これがため必要な法的措置を講じようとするものであります。

本案は、八月六日本委員会に付託せられまして、慎重審議いたしました。が、問題となりましたのは、融通条件及び支拂方法の変更をなす場合に、必ずまず最初に預金部資金運用委員会の意見を聴きまして、しかる後に主務大臣が公共の利益のため必要があると認めた場合に限り、すなわち、まず委員会の意見を聴くということ、その順序

を誤らないことが、きわめて重要であるといふのでございします。

それには、原案を修正いたしまして、その條文の表現を三層明確にするよう改めることが適当であるといふことに委員会の意見が一致いたしました。て、社会党の島田晋作君より、次のような各派共同の修正案が提出されました。今修正案を朗読いたします。

大蔵省預金部等の債権の條件變更等に関する法律案修正案
第一條を次のように改める。

預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は預金部資金運用委員会の意見を聴いて、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、その融通条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができ

る。

次いで採決の結果、本修正案は全会一致をもつて可決いたしました。修正部分を除く原案についても全員の賛成がありまして、本案は修正可決と相なりました。

なお、この法律に関しまして、政府は政令を出すことになつておりまして、

目下立案中であるとのこととでございしたから、本案審議のための参考として、大蔵省より右政令要綱案について説明を聴取いたしましたのでありますが、それは会議録に譲ることにいたしたいと思ひます。以上、きわめて簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(田中萬壽君) 異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第二 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 農産補正法案(内閣提出、参議院送付)

第四 重要肥料統制法等を廃止する法律案(内閣提出)

○副議長(田中萬壽君) 日程第二、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案、日程第三、農産補正法案、日程第四、重要肥料統制法等を廃止する法律案、右三條は同一の委員会に付託さ

れた議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長野澤勝君。

開拓者資金融通法の一部を次のように改正する法律案
開拓者資金融通法の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

三 開拓者の共同の利用に供する施設(前二号に掲げるものを除く)を取得し、又は設置するのに必要な資金

第二條に次の一項を加える。

前項の振替期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号及び第二号の規定による貸付金については五年、同條第三号の規定による貸付金については一年とし、その期間中は、無利子とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
第九十二議會を通過せる開拓者資金融通法に基き政府は開拓者に対

して営農資金及び住宅建設資金を貸し付け、経済的更生を援助し來つたが、開拓地の有する極度に不利な自然的経済的條件に鑑み、一層強固な経済的地盤を設定せしむべく、その生産物加工に必要な共同施設を設備する資金を融通するため、開拓者の組織する法人に対して長期低利の均等年賦償還方法によつて二十万円以下の、一箇年無利子振置の政府資金を貸し付けることとし、開拓者資金融通法の一部を改正せんとするものであります。

二、議案の可決理由

開拓者の有する物的條件は元來極めて不利なものであるから、本法制定後におけるインフレーションの昂進、経済事情の変動に應じ、開拓計画の円滑なる遂行を期待するためには一層の援助を必要とする点において妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年九月二十日

農林委員長 野澤 勝

衆議院議長松岡駒吉殿

農産種苗法案

農産種苗法

第一條 この法律において、種苗とは、農作物の繁殖の用に供される種子、果実、茎、根、母木、苗木、穂木又はだいた木で農林大臣の指定するものをいう。

この法律において、種苗業者とは、種苗の販売を業とする者をいう。

第二條 種苗業者は、その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地の市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 当該営業所
- 三 当該営業所において取り扱う種苗の種類
- 四 前号の種苗の取引に関する帳簿の保管場所
- 五 その他法令で定める事項

前項の事項中に変更を生じたときも、また同項と同様とする。

前二項の規定による届出は、あらたに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内、あらたに営業所を設けた場合にあつてはその設置後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内にこれをしなければなら

ない。

第一項及び第二項の規定による届出があつたときは、市町村長は、農林大臣にこれを報告しなければならない。

第三條 種苗は、その包装に左の事項を表示したもの又は左の事項を表示する証票を添付したものでなければ、これを販売してはならない。但し、揭示その他容易に了解出来る方法を以てその種苗につき、第一号乃至第六号の事項を表示する場合及び種苗業者以外の者が販賣する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び営業所

二 種苗の種類（接木した苗木にあつては、だいた木の種類を含む。）及び品種（第七條の規定による登録のあつた種苗については、その名称）

三 種苗の生産地

四 種苗たる種子及び果実については、採種の年月（外國産のものにあつては、有効期限）

五 種苗たる種子及び果実については、発芽率

六 農林大臣の指定する病害虫の有無

七 数量

前項第三号の事項の表示は、國内産のものにあつては当該生産地の属する市町村名を以て、外國産のものにあつては当該生産地の属する國名を以てこれをしなければならない。

第四條 農林大臣は、当該官吏に、種苗業者から検査のために必要な数量の種苗を集取させることができる。但し、時價によつてその対価を支拂わなければならない。

前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、当該官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

第五條 農林大臣は、種苗の検査の結果必要があると認めるときは、種苗業者に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができ

第六條 農林大臣は、第三條の規定に違反した種苗業者に対し、同條の規定による表示の変更を命じ、又はその違反行為に係る種苗の販売を禁止することができる。

第七條 優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した者及びその相続人は、農林大臣に出願してその種苗の名称の登録を受けることができる。

数人が共同して優秀な新品種又は新系統の種苗を育成したときは、前項の規定による登録は、その育成をした者及びその相続人のうち、これらの者が協議によつて定めた一人の者に限り、これを受けることができる。

被儲者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共団体の公務員がその勤務に関し優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した場合において、その育成がその性質上その使用者、法人又は國若しくは公共団体の業務の範囲に属し、且つ、その育成をするに至つた行為が被儲者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共団体の公務員の任務に属するものであるときは、その使用者、法人若しくは國若しくは公共団体又はこれらの者の一般承継人は、その育成をした者又はその相続人の同意を得て前項の規定による登録を受け

ることができる。この場合には、その育成をした者は、同項の規定による登録を受けることができる。

同一の品種又は系統の種苗については、最先の出願者に限り、第一項の規定による登録を受けることができる。

第一項の規定による登録を受けることができる種苗の種類は、農林大臣がこれを定める。

第八條 前條の規定による登録を受ける種苗の名称は、同一の品種又は系統の種苗につき一名稱とし、他の品種又は系統の種苗に關し使用されている名稱又は種苗若しくはこれに類似の商品に係る登録商標若しくは失効の日から一年を経過しない商標と同一又は類似のものであつてはならない。

第九條 農林大臣は、第七條の規定による登録の出願を受けたときは、種苗審査委員会の審査に付する。

前項の場合において種苗審査委員会が当該出願に係る種苗が優秀な新品種又は新系統のものであると決定したときは、農林大臣は、当該種苗の名称を種苗名稱登録簿

に登録し、出願者に種苗名称登録証を交付し、且つ、その旨を公示しなければならない。

第七條の規定による登録の有効期間は、前項の登録の日から三年以上十年以下において種苗審査委員会の定める期間とする。

第十條、第七條の規定による登録を受けた者及びその一般承継人以外の者は、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗を販賣してはならない。但し、左の場合には、この限りでない。

一 種苗業者が当該登録を受けた者又はその一般承継人の許諾を得て当該登録に係る種苗を販賣する場合

二 当該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを当該登録を受けた者よりも先に育成した者が当該種苗を販賣する場合

三 当該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを育成する方法についての特許権を有する者又はその特許につき実施権を有する者が当該特許に係る方法による生産した種苗を販賣する場合

た者又はその一般承継人は、前項の規定に違反して当該登録に係る名称を使用しての者に對し、その使用を止めるべきことを請求することができる。但し、損害賠償を請求することを妨げない。

第十一條 左の場合には、農林大臣は、当該登録に係る種苗の販賣の停止を命じ、又は種苗審査委員会の審査を経て当該登録を取り消すことができる。

一 第七條の規定による登録を受けた者が同條の規定による登録を受けることのできない者であつたとき。

二 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第二項の決定に過誤があつたとき。

三 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて発する命令に違反してされたとき。

四 第七條の規定による登録に係る種苗の素質が第九條第一項の審査があつた当時におけると異つたとき。

五 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が当該登録に係る名称を不正に使用

して種苗を販賣したとき。

六 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が正当な理由がないのに三年以上当該登録に係る名称を使用して当該種苗を販賣しないとき。

第十二條 種苗審査委員会は、十五人乃至二十人の委員を以てこれを組織する。

委員は、農林大臣の申出により、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

この法律に規定するものの外、種苗審査委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定に違反した者

二 第三條の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした種苗を販賣した者

三 第六條の規定による処分違反して種苗を販賣した者

四 詐偽の行爲を以て第七條の規定による登録を受けた者

五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に

違反した者

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 一條二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第十三條又は前條第一号若しくは第三号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律施行の際現に種苗業者たる者が第二條第一項の規定によりする届出は、この法律施行の日から二週間以内これをしなければならぬ。

商標法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一号を加える。

十二 農産種苗法第七條ニ依り登録セラレタル名称ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

農産種苗法案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、農産種苗の品質の保持向上をはかり、農産生産の増強、農民利益の擁護、種苗輸出の振興に貢獻すべく、農産種苗業者の届出制を定め、販賣種苗の内容を保証せしめ且つ優秀種苗の育成者に対しては販賣上の特権を認めようとして、その手続を定めたものである。

二、議案の可決理由

農村に不正種苗が跋扈している現状に鑑み、不測の損害より農民を保護し、併せて優良種苗の育成奨励、輸出振興をはかり、食糧増産、外貨獲得に貢獻する点において妥當なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十日

農林委員長 野溝 勝

衆議院議長松岡駒吉殿

重要肥料業統制法等を廃止する法律案

重要肥料業統制法及び日本輸出農産物株式会社法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前になした行爲に対する罰則の適用については、旧法はこの法律施行後も、なおその効力を有する。

重要肥料業統制法等を廃止する法律案、内閣提出に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）制定の趣旨に従い、重要肥料業統制法及び日本輸出農産物株式会社法を廃止しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案はその提案の経緯に鑑み、私的独占を内容とする二法律を速かに廃止するを適當と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十二日

農林委員長 野溝 勝

衆議院議長松岡駒吉殿

〔野溝勝君登壇〕

○野溝勝君 ただいま議題となりまして三案につきまして、簡単に御報告申し上げたいと思ひます。

まず第一の開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に關し、農林委員会付託にかかる該法律案審議の概要を御報告いたします。

本改正案の提出にかかわる政府提案理由は、次のごとくであります。さきに九十二議會において通過いたしました開拓者資金融通法に基き、政府は開拓者に対する農業經營資金並びに住宅建設資金として、昭和二十一年度において約四億圓、昭和二十二年第一、四半期といたしまして三億八千万圓を貸付けたのであります。しかし、これによりまして経済的更生がなかく、容易でなかつたのであります。よつて政府におきましては、開拓地における不利な現在の環境ないしは現在の開拓者の不安定の地位等を勘案し、この際一層強固なる経済的基盤を設定し、現

下のインフレーション段階に対処し、もつて農業經營の安定をはかるため、その生産物を加工するに必要な共同設備の設定資金を融通し得る途を講じたのが理由であります。

本法案の骨子となるものは、現行の開拓者資金融通法の一部を改正し、開拓者の組織する法人に対して、長期低利の均等年賦償還の方法によりまして、二十万円を限度として政府資金を貸付け、かつこの貸付金に対しては、一箇年間の無利子据置期間を設けることとしたものであります。

本改正案は、開拓者資金融通法制定以後における経済事情の変動に應じ、開拓者の農業經營における協同化を促進し、その経済的安定をはかり、もつて開拓計画の円滑なる遂行を期するといふ点に重点があるのであります。適切妥當なるものと認め、委員会におきましては、これを可決した次第であります。

次に、同委員会に付託になりました農産種苗法案の審議の経過のあらましを御報告いたします。

本案提出にかかわる政府提案の理由といたしましては、農業生産の根幹をなす農産種苗の品質の保持向上をはかり、もつて働く農民の利益を保護

し、國內農業生産の増強に貢献すると同時に、園藝種苗等の海外輸出の振興に役立てようというのが趣旨であります。

その内容といたしましては、農産種苗を賣買しようとする者は、所定の事項を地元の市町村長に届け出ることによつて任意に種苗業者となり得るのであります。但し、その業者が種苗を販賣せんとするにあつては、品種、生産地、採種年月、発芽力、病害虫の有無等に関する表示又は保証票の添付を必要とし、違反行為に対しましては、農林大臣は、表示の変更、販賣の禁止あるいは処罰をなし得ることとしてゐるのであります。しかしながら、一面優秀な新品種または新系統の種苗を育成することに成功したものに對しましては、本人またはその相続人等に対して特権を與へることになつてゐるのであります。

本案に對して、國民協同黨の萩原委員より、農民は自己の採取せる種苗を任意に販賣して差支えなきやとの質疑がありました。政府委員から、農民が採取したものを賣することはあえて差支えないといふことの答弁がありました。

本法案は、農村における不正種苗の跋扈を抑圧することによつて、農民を不測の損害より保護し、併せて農民の創造力により優良種苗の育成を奨励し、その海外輸出を振興し、もつて現下の緊急問題たる食糧生産の増強並びに貿易振興、外貨獲得に貢献するところがあるといふ点において、時宜に適したるものと認めまして、委員会におきましては、満場一致これを可決した次第であります。

次に、重要肥料業統制法等を廃止する法律案でございますが、該法律案は、昭和二十二年法律第五十四号による私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律制定の趣旨によつて提案されたものであります。本案はその提出の経緯に鑑みまして当然の法案と認め、これは質疑を省略いたしました。委員におきましては可決した次第でございます。この段、簡單であります。御報告いたします。（拍手）

○副議長（田中萬壽君） 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（田中萬壽君） 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

水害に関する木村國務大臣の報告
○副議長(田中萬壽吉) 水害について報告のため、内務大臣より発言を求められております。これを許します。内務大臣木村小左衛門君。

〔國務大臣木村小左衛門君登壇〕
○國務大臣(木村小左衛門君) 去る九月十八日の本会議におきまして、とりあえず今次水害の概要と緊急対策について御報告いたしましたのであります。が、その後水禍は予想外に拡大し、その被害もきわめて甚大でありますので、その後の状況につき本日まで判明いたしました点につきまして、御報告申し上げたいと思つてござい

す。
今次水害は、関東を中心とし、東北・信越地区に及ぶ廣汎な地域にわたり、近年になく大規模なものであります。殊に北上川の堤防決壊による岩手、宮城兩縣下の被害及び利根川筋架橋上流地点の堤防決壊による埼玉東京の被害は、深刻を極めておるのであります。以下、特に必要な埼玉県・東京地区における水害の状況について申し上げます。

栗橋上流地点において決壊した利根川の氾濫水は、刻々埼玉を経て東京都に迫り、東京都においては、葛飾区地内

の小台溜及び大場川の線、いわゆる櫻堤において必死の防衛に努めたのであります。あふれて流れます水は刻々増水いたしまして、遂に江戸川の水位よりも高くなつたことが確認せられましたので、十七日の午後六時ごろ、東京都より、この江戸川の堤防を人為的に破壊し、このあふれまゐる水を江戸川に切り落すべく承認を求めまいつたのであります。内務省におきましては、この江戸川切落しの措置につきましては、対岸千葉縣市川・行徳方面との関係もありまゐるので、すでに千葉縣とも連絡いたしておつたのであります。同日午後七時過ぎ、四間の状況を察し、ただちに江戸川の切落しの承認を與えたのであります。よつて東京都におきましては、進駐軍の援助を得、ただちに作業を開始いたしました。が、現地作業は困難を極め、實際通水いたしましたのは十八日午後三時過ぎと相なり、櫻堤の決壊を防ぐに至りませんでしたことは、まことに遺憾にたえない次第でございます。

さらに中川、ついで綾瀬川の水量が刻々増水し、危険に瀕しましたので、これらの水を荒川放水路に切り落すため、荒川放水路との間の背割堤の人為的破壊について東京都より相談を受け

たのであります。が、この背割堤の破壊は、一時的には効果があるように見えても、さらに慎重に考えますと、河川の水位水盤の点から見まして、むしろ中川・綾瀬川の水の流下を完全に閉塞するどころか、逆に荒川放水路の水が逆流するおそれがあるもので、現実の効果より弊害の方が大きく予想されましたので、これが人為的破壊については、かかる事情を十分に考慮の上決行すべく、東京都に対し概括的な承認を與えたのであります。かくて都におきましては、十九日午前九時、中川、荒川間の背割堤の破壊作業を決行いたしました。必死の努力の結果、二十日の午前五時三十分これを完了いたしました。さらに綾瀬川、荒川放水路間の堤防破壊は、二十二日五時より開始せられ、二十三日午前零時これを完成いたしました。

かくのごとき滔々たる濁流に抗しつゝ官民不休の作業を続けてまいつたのであります。が、自然の猛威は人爲を絶し、遂に十九日午後三時五十分、櫻堤は決壊し、中川右岸、常磐線鉄橋附近の堤防また決壊し、濁水は猛烈と都内に侵入し、綾瀬川及び江戸川の中間たる葛飾、江戸川の両区一帯を南下し、現在江戸川区南部を東西に走る新川の堤防において、ようやく止まつておるような次第であります。ために、葛飾区及び江戸川区一帯は、水深平均床上四、五尺ぐらゐであり、二十一日より二十二日の朝にかけて、約三、四寸増水しましたが、各所の堤防切開の効果も現われまゐるものか、今朝來四、五寸ぐらゐの減水を見つゝある現状でございます。

以上のごとき、今次水害は関東において最も激甚を極めたのであります。が、その被害は、関東、東北、信越、北海道、北陸等ほとんど真日本一帯にわたつておるのであります。その全國の被害の状況につき、目下全國において判明いたしておる点について説明いたしますと、人的被害は、死者が九百五十八名、傷者が一千五百七十四名、行方不明が一千二百六十六名、家屋倒壊が五千七十七戸、流失五千三百三十三戸、浸水四十三万三千五百九戸、田の流失が三千三百九十三町歩、冠水が十八万一千八百九十町歩、畑の流失が三千二百二十三町歩、冠水が八万四千三百九十町歩であります。その他道路・堤防の決壊、橋梁の流失、鉄道の不通等、その被害は各方面にわたり、目下それが損害と実情の把握に力を盡しておる次第であります。

次に、政府の目下とりつゝある緊急対策について申し上げます。以上のごとき水害に対し、その万全の方策を講ずるため、中央においては、先般御報告申し上げました通り、内閣に緊急救助対策委員会、災害復旧対策委員会等を設けまして、各省間の緊密なる連絡をはかり、その主管に属する事務につき、係官を動員して対策を講じつゝあるのであります。

まず緊急救助対策であります。が、これは被害のはなはだしかつた都縣におきましては、進駐軍と緊密な連絡をはかりつゝ、避難者の救出し、給食、給水等に警察、消防隊の協力を集中し、また舟艇も多数出して、あらゆる努力を傾注いたしております。かくて、一時茫然自失しておりました地方民も、ようやく氣力を回復し、救助作業に協力いたし、各地において活発に行われておるのであります。埼玉・東京地方の浸水地帯に対しましては、浸水は相当水引くものと予想されますので、現在区域内の家屋等に残存しておる避難民は、でき得る限り安全地帯の收容所に移駐させることを方針いたしまして、救助作業を進めております。

次に、緊急工事について申し上げます。

す。應急復旧土木工事は各地において始められておるのでありますが、最も問題でありますのは、利根川の破堤であります。破堤いたしました以上は、一日も速やかにこの破堤箇所の締切りを完成することが最も急務中の急務でありまして、あらゆる対策の先決問題であります。流速・水深等の関係上、ただちに着手することは不可能でありまして、まず所要資材の募集に全力を集中いたしました。すなわち、空

害は相当大きなものでありましたので、未だその全貌をとらえることはできないのであります。地方よりの報告等を総合いたしますと、都道府県工事として約六十五億円、直轄工事として約十億円、計七十五億円と予想しておりますが、もちろん、この数字はただの推算でありまして、後日正確な調査ができましたときには変わるもの思ひのであります。

きましては、従前その増水は一時間に三十センチ程度であつたのであります。が、今次は、実に一時間約一メートル程度の速度をもつて増水いたしましたのであります。さらに、洪水が従前にも増して土砂の流失を伴うに至つたのであります。これは、水源山地における過伐の結果、山はだが荒れ、また降雨が山林によつて貯溜されることな

は、災害の状況、地方團體の財政状況を検討いたしました。災害対策委員に十分協議の上、國庫補助をいたしすることを考慮いたしております。さらに災害復旧の起債につきましても、大蔵省などと十分な連絡の上、遺憾なきを期しております。

以上、今次災害の状況並びにその対策について申し上げましたが、二十日の本會議におきます島上議員の御質問の件につきましては、この報告中に包含いたしておりますので、別に御答弁を申し上げませんから、御了承を賜わりますようお願い申し上げます。

橋が四万俵、くいが四千本、鉄線が十七トン、じやかどが十六トン、十メートルの長さの丸太が四百本、石材が四千五百石等の手配を了しまして、現に續々現地に到着いたしつつあるのであります。資材の到着とにらみ合わせまして、去る二十日より締切工事に着手いたしておりますが、おおむね二十日間に、一應の締切りはせむとも完了いたす見通しであります。なおこの際、この締切工事が一日を争う重大工事なるに鑑み、内務省直轄の工事のほか、十分に民間の建設力の協力を得て、死力を盡して工事の促進を期しておる次第でございます。

なお、利根川の栗橋上流地点における決壊の結果、大惨害をもたらしましたことは、実に痛恨にたえない次第であります。決壊の原因につきましましては、今後なお調査を要するものもありましようが、今日までに調査をいたしましたところでは、まず第一に降雨量

がきわめて多量であつたことであります。すなわち、利根水源山地における降雨量は、少くとも三百ミリない至四百ミリであり、途中では実に六百ミリに及んだ地方すらあるのであります。次に、利根本流域と渡良瀬流域とが同時に降雨をもたらしまして、同川の

果と考えられます。かかる原因によつて、栗橋における水位は、計画高水位七メートル五五に對し、明治四十四年の六メートル六四、昭和十六年の八メートル二六に比しまして、実に今回は八メートル九に達し、栗橋附近の計画洪水流量一立方メートルなるに對し、推測一万二、三千立方メートルに達し、遂に破堤を見るに至りましたことは、実に遺憾至極に存する次第であります。

また救援物資につきましては、厚生省といたしましては、罹災府縣の要請を待つことなく、一應の見込數量を農林、商工兩省に要請いたしまして、その準備を願ひ、府縣の要求に應じて逐次放出をいたしました。別にとりあえず厚生省として、左の措置をとつたのでございます。前回に申し上げました被服類が約四万点、食糧類が約一万七千点、二十日トラックにて関東四縣に送達済みでございます。ララ物資、これにつきましては、食糧が三十八万七千ポンド、石けん一万八千ポンド、衣料五百ペールズ、ララ物資委員会の好意によりまして、昨日から逐次発送をいたしております。近郷には、昨日すでに到着いたしましたことござい

ます。應急復旧土木工事は各地において始められておるのでありますが、最も問題でありますのは、利根川の破堤であります。破堤いたしました以上は、一日も速やかにこの破堤箇所の締切りを完成することが最も急務中の急務でありまして、あらゆる対策の先決問題であります。流速・水深等の関係上、ただちに着手することは不可能でありまして、まず所要資材の募集に全力を集中いたしました。すなわち、空

害は相当大きなものでありましたので、未だその全貌をとらえることはできないのであります。地方よりの報告等を総合いたしますと、都道府県工事として約六十五億円、直轄工事として約十億円、計七十五億円と予想しておりますが、もちろん、この数字はただの推算でありまして、後日正確な調査ができましたときには変わるもの思ひのであります。

きましては、従前その増水は一時間に三十センチ程度であつたのであります。が、今次は、実に一時間約一メートル程度の速度をもつて増水いたしましたのであります。さらに、洪水が従前にも増して土砂の流失を伴うに至つたのであります。これは、水源山地における過伐の結果、山はだが荒れ、また降雨が山林によつて貯溜されることな

は、災害の状況、地方團體の財政状況を検討いたしました。災害対策委員に十分協議の上、國庫補助をいたしすることを考慮いたしております。さらに災害復旧の起債につきましても、大蔵省などと十分な連絡の上、遺憾なきを期しております。

以上、今次災害の状況並びにその対策について申し上げましたが、二十日の本會議におきます島上議員の御質問の件につきましては、この報告中に包含いたしておりますので、別に御答弁を申し上げませんから、御了承を賜わりますようお願い申し上げます。

す。應急復旧土木工事は各地において始められておるのでありますが、最も問題でありますのは、利根川の破堤であります。破堤いたしました以上は、一日も速やかにこの破堤箇所の締切りを完成することが最も急務中の急務でありまして、あらゆる対策の先決問題であります。流速・水深等の関係上、ただちに着手することは不可能でありまして、まず所要資材の募集に全力を集中いたしました。すなわち、空

害は相当大きなものでありましたので、未だその全貌をとらえることはできないのであります。地方よりの報告等を総合いたしますと、都道府県工事として約六十五億円、直轄工事として約十億円、計七十五億円と予想しておりますが、もちろん、この数字はただの推算でありまして、後日正確な調査ができましたときには変わるもの思ひのであります。

きましては、従前その増水は一時間に三十センチ程度であつたのであります。が、今次は、実に一時間約一メートル程度の速度をもつて増水いたしましたのであります。さらに、洪水が従前にも増して土砂の流失を伴うに至つたのであります。これは、水源山地における過伐の結果、山はだが荒れ、また降雨が山林によつて貯溜されることな

は、災害の状況、地方團體の財政状況を検討いたしました。災害対策委員に十分協議の上、國庫補助をいたしすることを考慮いたしております。さらに災害復旧の起債につきましても、大蔵省などと十分な連絡の上、遺憾なきを期しております。

以上、今次災害の状況並びにその対策について申し上げましたが、二十日の本會議におきます島上議員の御質問の件につきましては、この報告中に包含いたしておりますので、別に御答弁を申し上げませんから、御了承を賜わりますようお願い申し上げます。

す。應急復旧土木工事は各地において始められておるのでありますが、最も問題でありますのは、利根川の破堤であります。破堤いたしました以上は、一日も速やかにこの破堤箇所の締切りを完成することが最も急務中の急務でありまして、あらゆる対策の先決問題であります。流速・水深等の関係上、ただちに着手することは不可能でありまして、まず所要資材の募集に全力を集中いたしました。すなわち、空

害は相当大きなものでありましたので、未だその全貌をとらえることはできないのであります。地方よりの報告等を総合いたしますと、都道府県工事として約六十五億円、直轄工事として約十億円、計七十五億円と予想しておりますが、もちろん、この数字はただの推算でありまして、後日正確な調査ができましたときには変わるもの思ひのであります。

きましては、従前その増水は一時間に三十センチ程度であつたのであります。が、今次は、実に一時間約一メートル程度の速度をもつて増水いたしましたのであります。さらに、洪水が従前にも増して土砂の流失を伴うに至つたのであります。これは、水源山地における過伐の結果、山はだが荒れ、また降雨が山林によつて貯溜されることな

は、災害の状況、地方團體の財政状況を検討いたしました。災害対策委員に十分協議の上、國庫補助をいたしすることを考慮いたしております。さらに災害復旧の起債につきましても、大蔵省などと十分な連絡の上、遺憾なきを期しております。

以上、今次災害の状況並びにその対策について申し上げましたが、二十日の本會議におきます島上議員の御質問の件につきましては、この報告中に包含いたしておりますので、別に御答弁を申し上げませんから、御了承を賜わりますようお願い申し上げます。

ます。

冠水地帯の救護の事情からいたしま
すと、残留いたしております人々の
要求は、まず何よりも先に飲料水だ
といふことで、これには特に力を注ぎま
して、東京都におきましては、都、警
視廳おの／＼給水班を特設して活躍い
たしております。埼玉・東京の罹災者
の一部は、千葉、茨城両縣下に避難し
ておりますが、両縣知事に指令を発し
まして、救護に遺憾のないように指示
いたしました。千葉では約七万の東京
の罹災者を收容いたしております。ま
た日本赤十字社、同胞援護会等これら
の關係團體も、救護班の派遣、手持物
資の放出等をいたしまして、全力をあ
げて協力いたしております。なお日本
赤十字社は、民間有力社会事業・宗教
團體に呼びかけまして、共同して義捐
金の募集を全國的にやることになつて
おります。G・H・Qとは常時緊密な
連絡をとりまして、舟艇・物資等の
配慮を得つております。

厚生省が幹事役を勤めております
ところの應急救助対策委員会、これの
幹事会等は連日活動中でございます。
關係各省は、それ／＼の措置につきま
して連絡調整をはかりまして、事案に
よりましては、席上即決、果斷にこれ

が相當の措置をとつて、適當なる効果
をあげております。去る二十日第一回
の幹事会におきまして、たゞ／＼上京
中の岩手縣内務部長から、同縣の三陸
沿岸地帯の食糧急迫の事情を訴えら
れ、二千トンの食糧を大船渡・宮古・釜
石・般港に発送することに相なりまし
た。

防疫対策を申し上げますが、傳染病
患者の発生は未だ僅少であります。下
痢患者はだん／＼増加いたしてま
いりまして、埼玉縣方面には、約三千
名の下痢患者の発生を見ました。その
うち、診斷の結果赤痢と決定されまし
た者は、まだ数十名にすぎないのでご
ざいます。今後十分なる警戒を要す
るものと考えて、これが防衛に努力い
たしております。さし粉三十トン、
クロールカルキ三十トン、クレゾール
八トン、淨水錠二百二十五万錠、これ
を東京・埼玉・栃木・茨城・群馬等に送り
ました。そして飲料水の消毒と住宅
の消毒のために、すでに送付済でござ
います。下痢及び赤痢の特効薬とし
て、スルファマイヤジンを五十七万錠
配付済でございます。D・D・T液剤四
万三千ガロン、D・D・T粉四万ボン
ド、ワイル氏血清、ガス壊疽血清、破
傷風血清等、三十万人分を用意してお

ります。下痢患者に対しては特に重点
をおき、これが簡易隔離所の設置をい
たしております。今後実施いたします
る收容者に対しては、健康診断を
嚴重にいたしまして、健康者と下痢患
者とを区分いたして取扱うことにいた
しました。防疫資材に關しましては、
数百トンのクロール石灰、クレゾール、
D・D・T等を、ただいま手配中でご
ざいます。賜チフスその他の流行病を
防ぎますために、全水害地に健康診
断及び予防注射を実施中でございます
す。

救護班について御報告申し上げますが、
國立病院、療養所等から二十一班、東
京都の患者送院班が百五十班、消毒班、
患者発見班が百四十班、救護班が百五
十三班、赤十字社の救護班が十六班、
さういふようなものが目下活動中でご
ざいます。

また防疫職員といたしまして、医師
が百五十名、事務員が三百名、これら
の者が、それ／＼現地において活躍い
たしております。九月二十一日に、予
防局長、事務官三名、技官二名が、埼
玉・東京等の現地に出張いたしましたし
て、指導に當つております。また防疫
官五名、事務官五名が、埼玉・茨城・
群馬・栃木・宮城・岩手に出張いたし

て、それ／＼現地において指導いたし
ております。そのほか、二十一日に片
山總理大臣が埼玉縣に出張いたしまし
たときに、相當の藥品を御携帶願いま
して、現地に配付いたしました。林國
務大臣が、ごく最近東北地方を視察
問するはすでございまして、これまた
相當の藥品の携帶をお願いすること
に、ただいま取計らい中でございます。
これらのことを、とりあえず御報告を
申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 水害について
報告のため、農林大臣より發言を求め
られております。これを許します。農
林大臣平野力三君。

(國務大臣平野力三君登壇)

○國務大臣(平野力三君) 九月十六日
以降生じた鉄道の切斷状況等に鑑
みまして、主要食糧の供給輸送につ
きまして、鉄道及び海運当局と連絡をつ
けまして、大体系地区に關しまして、
左に述べるような処置をとつたのであ
ります。

まず早場米につきましては、九月分
の新潟・富山・石川縣よりの輸送につ
いては、一部は信越線・高崎線により
まして、そのほか大部分は米原を經由
いたしまして、東京向け輸送をするこ

とになりました。富山縣において買上
げました約六千石は、すでに優先的に
発送することいたしました。この旨
二十二日に指令を発したのでありま
す。また上越線・東北線の不通が長期
にわたります場合におきましては、
十月分の本格的輸送については、新潟・
酒田港に汽船をまわしまして、なお信
越線からは臨時の貨車を強化する等の
方法によつて、大体早場米に關しまし
ては、その完遂をする見込みを立てて
おるのであります。

次に輸入食糧の点については、京浜
間の海陸の輸送路は確保されておるの
であります。栃木・茨城の一部にお
きましては、殊に群馬縣下に散在いた
しますところの工場運輸について
は、相當苦心をいたしておるのであり
まして、この点については、加工原料
の供給及び製品の搬出に關して、鶴見
から大宮・熊谷・羽生・館林・小山等
を迂回することといたしまして、その
第一列車は、二十一日、約七百トンの
原料を積んですでに出発いたしました
た。千葉縣下に所在いたしております
ところの船橋・松戸等の工場に對して
は、横濱から行徳あるいは市川まで船
便により、それ以後はトラックにより
まして、一日三百トンの計画を進めて

おるのであります。神奈川県下及び高尾山方面の各工場については、すでに開通をいたしておりますので、この点は御安心をお願いしたいと思います。

罹災者の乾パンをいたしまして、愛知・大阪・三重・京都等から、今日まで少くとも八千箱急送するように手配をいたしておりますのであります。以上、御報告いたします。(拍手)

水害緊急対策に関する緊急質問(中嶋勝一君提出)

関東地方大水害に関する緊急質問(今村忠助君提出)

関東地方大水害の予防措置に関する緊急質問(石田一松君提出)

水害対策に関する緊急質問(佐々木更三君提出)

水害対策に関する緊急質問(受田新吉君提出)

水害対策に関する緊急質問(綱島正興君提出)

水害に対する各官廳の対策方法統一に関する緊急質問(林百郎君提出)

〇叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、中嶋勝一君提出、水害緊急対策に関する緊急質問、今村忠助君提出、関東地方大水害に関する緊急質問、石田一松

君提出、関東地方大水害の予防措置に関する緊急質問、佐々木更三君提出、水害対策に関する緊急質問、受田新吉君提出、水害対策に関する緊急質問、綱島正興君提出、水害対策に関する緊急質問、林百郎君提出、水害に対する各官廳の対策方法統一に関する緊急質問、今村忠助君提出、関東地方大水害に関する緊急質問、石田一松

君提出、関東地方大水害の予防措置に関する緊急質問、佐々木更三君提出、水害対策に関する緊急質問、受田新吉君提出、水害対策に関する緊急質問、綱島正興君提出、水害対策に関する緊急質問、林百郎君提出、水害に対する各官廳の対策方法統一に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

〇副議長(田中萬逸君) 叶君の動議御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

水害緊急対策に関する緊急質問を許可いたします。提出者中嶋勝一君。

〔中嶋勝一君登壇〕

〇中嶋勝一君 今回東北並びに関東を襲いましたところの大水害に対しましては、ただいま関係大臣の御報告によりまして了承することを得たのでございしますけれども、私はこの御報告に満足することができませんので、本壇上を拜借いたしまして、民主党を代表いたしまして、緊急質問をいたします。さうして関係各大臣の誠意あふるところの御答弁をいただくことによりまして、この廣範囲にわたりますところの被害地のあの人々の復興活動

迅速ならしめ、しかして、この國會を通じて、その真相を全國民に知らせ、さういたしまして、前車の覆えるを見て後車の戒めとしたい、すなわち、治水治山等の問題に關しまして、全國民の奮起を促したいと存するのでございします。

去る十五日利根川の堤防を決壊したところの濁流は、遂に櫻堤・中川堤を乗り越えて東京に侵入し、葛飾・江戸川・足立三区の大部分が甚大なる被害をこうむつたことは、今さら申し上げるまでもなく御承知の通りでございます。この被害者に対しては、政府はできるだけ急速に救援・復旧・防疫、さらに流失いたしました箇所に対しまして、治山治水等についても万全の策を期せられなければならないと思つて、ございしますが、今回の水害に対しまして、きわめて遺憾といたしますところは、内務省當局の処置を見るに、ことごとく、もろまへの官僚主義にとられて、臨機の手段を施さず、最小限度の被害で済むべきものを、最大限度まで拡大されたという、非難罵々たる叫びのあがつておることを、きわめて遺憾に存するものでございます。

参りました。あの埼玉縣當局の報告によりますと、延長五十三メートル、水深四十三メートルと申しております。ところが、私はあまりにその水深の度が多過ぎるよう思いましたから、それは間違ひではないかといふことを再三尋ねたのでありますけれども、四十三メートルに間違ひはないと申しております。しかして、あの大潮を巻いて流れておるところの水、それはそのはずでありまして、あの大利根川が全然流域を変更して、從來流れておつたところは河原のようになつてしまつて、今の決壊した箇所が本流に交つておるのでございますから、その水量の激甚であることは、想像がつくと思つてでございます。

しかして、これだけの決壊をしたのでありとするならば、ただちに下流に對して避難命令を出さなければならぬ。ところが、私は亀有に避難をいたしたのであります。避難命令というものは亀有に出ておりません。十六日の夜中の満潮時をどうか切り抜けたら大丈夫だろう、十七日もその通り、十八日もその通り、十九日もその通りでありまして、もう大丈夫だと言つておりましたところが、二十日の晩の午前二時五十四分ごろに、亀有の警

察の附近が大決壊をしたから、ただちに避難するようにといふので、がらがん半鐘を鳴らして警報はいりませんでした。さうして午前七時四十六分の亀有駅の発車で、もう汽車はおしまになつたのでございます。私はこの最終列車に乗つて避難したのでありますけれども、このときには、もうすですして水はあごに達するといふ状態で、まづ裸になつて、頭に重要書類を入れたふろしき包を載せた人々が、幾十人となくこの列車に乗つておつたのでございます。しかしながら、乗り得なかつた者がどれだけおつたらう。これは六日も前にわかつておつたことであるから、そのときに避難命令を出したならば、あつたところの大被害はこなかつたのではなからうか、つまり内務省當局が、あまりにもこの現状を輕視しておられたのではないだろうか、私はかように思つております。

私は素人でありまうけれども、私はあの関門海峡の小瀬戸の締切工事を監督してやらした。あの小瀬戸です、あの小さい瀬戸——しかして、これは海と川との差はありますけれども、しかながら海では満潮時には潮流は非常にゆるくなつてくる。それであるにもかかわらず、あのせき止め工事に七回失敗したしまして、八回目に外國の技術家を招聘して、ようやくせき止めは成功した。あの潮流をせき止めるのは最後に成功したのはどうしたかという、食違ひの鉄板を打ちこんだ。長い鉄板を打ちこんで成功したのでありますけれども、しかしながら、その鉄板を打ちこむには技術を要する。これは、きようは時間がないから私は申し上げませんが、内務省の技術家はよく御承知のことと思ひますけれども、これだけの大工事をやらなければ、あの完全なせき止めができない。しかし、これをやつておかげ限りは、再び三たびあの決壊を来すでございましょう、して見たときに、これは実に重大なる難工事であると私は考へておる。

でありますのを、一週間でもうして簡単なせき止めができました。私も素人の見るところによりまして、少くとも一箇月かかるだろう。一箇月かかつて、どうにかこうにか簡単なるせき止めができたとしても、その後の木工事をどうして施せばいいか。そのうちに上流に、もしまた洪水がきたらどうすればいいか。洪水が出てくるであらうという予想のもとに工事にからなければならぬ。

しかるに、二十一日に行つて見ても、その現場における人は茫然自失というやうな状態である。これで、どうしてあの東京都民の、今水のために困つておる幾十万人という人を救ひ得るか。これらの人々は、いつ水がひけるだろう、か、もうひけるだろう、こう思つておる。この人々は、この真相を知らない。どうしてこれに真相を知らせないか。私は、この点はきわめて遺憾に思つておつたのでありますけれども、しかしながら、巷間傳つておるところで聞くと、ところによりまして、現在のところ被害地が拡大したのは、決して天災ではない。官僚の怠慢である。すなわち人災である。無能、無責任なところの官僚が、互いに責任のなすり合ひをやつてきて、罪を天に嫁して自己の責任を免れんとするやうな、実に卑怯なことが行われておるといふ非難を聞くのであります。その事實は、いかなるところから、かくのごとき非

難が起つておるかというそのことに對しては、私どもは慎重にこの工事を考へなければならぬ、かように思つておるのでございます。

まず私は、これに關しまして第一に内務大臣にお尋ね申し上げたいと思ひますことは、決壊箇所は、延長が五十三メートル、水深が四十三メートルと言ひますけれども、また新聞の報道を見ると、水深は四十三メートルと出ております。四十三メートルであれば、たいへんな差ができてきます、從つて工事におきましても幾分の輕重の度はできてくると思ひますけれども、これはどの分がほんとうであるかということ、は、内務省が御調査になつておると思ひますから、これをまずお伺ひしたいと思ひます。

次は、あの利根川の決壊がはたしてせき止め得られるか。あの地元民の言うておるやうに、もう從來の川の流域が変更した、その大昔、徳川幕府がこれを變更したけれども、しかし、また大昔に本流が戻つてしまつて、今せき止工事をやつてみてはむだだ、すなわち大洪水がきたら、また再び三たびこんな目に遭はされる、こういうふうなことを言つておるのであります。これに對する御調査はどんなふうになつてお

りましようか、これを伺ひたいのであります。

しかし、ただいま内務大臣の御報告によつてみますと、資材は十分にあると仰せでありまして、その手配もできておるといふことであります。しかしながら、資材、勞務者が十分に得られておるかどうか、こういう点であります。

第四には、この工事は内務省直營でやりになるのであります。か、あるいは民間に請負してやるのであります。か、この点をお伺ひしてみたいのであります。

次は、農林大臣にお尋ね申し上げたいと思ふのであります。あの流域に……

○副議長(田中萬壽君) 時間が迫つております。結論におはし願ひます。

○中嶋勝一君(続) 農林大臣、厚生大臣、大藏大臣等にお尋ね申し上げたいと思ひましたが、時間が迫つておるやうでありますから、これは他の方に譲りまして、それでは私は内務大臣にお尋ねするだけに止めたいと思ひます。農林大臣にただ一言お尋ねいたします。

埼玉縣の知事の話をお聴いてみると、あの決壊は、つまり赤城山の崩壊によつておる。現在もなお濫伐が行われておる。その濫伐はなぜ行われているかという、あの農地調整法によつて、山林も國有になるのだ、だから山の木だけは伐つて、なんぼでも賣つておかなければ損になるからといふ考えをもつておる。この考えでもつて、こうした濫伐をやつておるのだといつて、非常に嘆いておられました。農林大臣も常にこのことは説明しておられるといふことを申し上げました。これはひとり群馬縣のみでない、わが山口縣においても、この認識を誤つて濫伐をやつておる。現に木材がマル公以下でどん／＼取引が行われている。炭もマル公以下でどん／＼取引されているといふことは、結局この山林の濫伐にあるのであるから、この治山治水の面からも、本壇上で大きな声で全國民にこのことを知らしておいていただきたいといふことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 当局大臣の答弁は、便宜上、緊急質問全部終了後に願ひいたします。

關東地方大水害に關する緊急質問を提出する村松助君。

いかという御下問があつたと聞いてお
ります。片山総理大臣は、われ／＼の
信頼するよき政治家ではあるけれど
も、悲しいかな、弱い点をもつており
ます。追加予算が今日に至つてもなお
できない点（拍手）——建設省をつく
るべきであると、院の内外にこの声が
高まつていくにかかわらず、何のため
に建設院のごときでなければならぬと
するか。これも片山氏の弱い点である
と私は断ぜざるを得ない。（拍手）要す
るに、この國土の半分を失つて、そし
て六十一という都市を焼き拂われて、
何とかして再建しなければならぬ今日
において、総理大臣というものは、よ
ほど強くなつて新日本建設に当らなく
てはならぬと私は思うのであります。

今度の風水害を目の前に見て、われ
われはどうあつても、幾多の官僚の人
たちが、今までのセクシヨナリズムを
捨て、新日本建設に國民と一体となつ
て進む氣概を一面に望むとともに、
政治の面にあつた片山総理大臣を初
め、もう少し強くなつて、信念によつ
て新日本建設に當つてもらいたいと思
うのであります。（拍手）それでなけれ
ば、このたびの水害の跡もとつてい片
つきません。見舞に行つたと称して、
党勢拡張の宣傳演説をして帰るような
大臣が幾人おつたつて、日本はよくな

りません。どうか新日本建設のはつき
りした抱負をひとつお聴かせいただき
たいと思います。（拍手）

○副議長（田中萬壽君） 関東地方水害
の予防措置に関する緊急質問を許可い
たします。提出者石田一松君。

〔石田一松君登壇〕

○石田一松君 私は、國民協同党を代
表いたしまして、関東地方の水害予防
措置に關して、内務大臣以下関係閣僚
に緊急質問をいたしたいと思ひます。

去る二十日の本会議のこの壇上にお
いて、同僚の島上議員が、関東地方、
特に東京都の水害に關しては、不可抗
力といふのは、まだ／＼予防措置を
講ずるところが多々あつたとい
ふ意味においての緊急質問を、
特に私たちもやることに同意い
たしまして、各派でやることに
なりました。その質問に對して、ただ
いま内務大臣から、ただいま報告した
中に島上君の質問に對する答弁は含ん
でいると思ひから御了承願ひたいとの
お話でございましたが、ただいまの内
務大臣の報告は、事實を調査なすつた
報告でございまして、われ／＼が聴こ
うとした、すなわち島上君が聴こうと
した質問には、何ら触れておりませ
ん。明治何年にどれくらい雨が降つ

た、昭和何年にどれくらい雨が降つた、
今度はそれ以上に雨が降つた、だから
堤防が切れるのがあたりまえだ、結局
今度の水害は不可抗力であつて、何ら
われ／＼には責任がないのだというこ
とを証明するための報告以外の何もの
でもないといふことを聴き取りました。そ
ういふことを私たちは聴いてるんじや
ありません。

しからば、今度の雨量で少くとも東
京にこれだけの被害を及ぼしたあの櫻
堤の決壊といふものは、今度の雨量が
科学的に絶對的にあの櫻堤を決壊さす
だけの雨量であるという証明をして
もらなければ、これが不可抗力など
と、私たちはにわかに同意することは
できないのであります。なぜかと申し
ますと、利根川の決壊の後の濁流が、
いわゆる中川と江戸川によつてはさま
れた地域に流れくるということは、長
い間の事實でもあり、またそれが見て
もこれは當然の結果なんでありま
す。しかも、利根の堤防が決壊して、あの
櫻土手にこの濁流が殺到するまでに、
三日間という余裕があつたのでありま
すが、この三日間をただ黙つて見てい
たのか、それともこの櫻土手にやがて
押し寄せてくるであろう濁流に對し
て、どういふ補強工作をし、どうい

対策を内務省あるいは関係当局は立て
ていたのか。その實際的なことをおや
りになつたのならば、ぜひそれをこの
際御報告を願ひたい。

しかも、櫻土手にすでに濁流が殺到
して、あともう二尺か三尺であふれ
て、この土手が危険に瀕する、あと一
時間か二時間の余裕しかない。地方民
は、十八日のまだ明るい時分といいま
す。曇つたときの明るい時分でありま
すから、おそらくこれは午後四時ご
ろであろうと私たちは想像するのであ
ります。この四時ごろ、江戸川の方の
水を見ると、相当の水差がある。ぜひ
江戸川にこの濁流を流させてくれ、そ
れでないと、この堤防が一時間か二時
間後に切れるおそれがある、切れたな
らば、その下に属する東京都は、たち
まち見るも無残な水魔に襲われるのだ
と、地方民は涙を流さんばかりに當局
にお願いをしたのであります。

急に都から、内務省の直轄である
といふので、内務省の國土局長にお話
願つたのが午後七時といふことであり
ます。そのとき内務省の方では、この
江戸川に面する堤防を切ることは、千
葉縣の方に反対があるから、千葉縣が
了承するといふことを條件で、この堤
防の切り開きを許可したといふのであ

ります。が、あの櫻堤に迫つた濁流を江
戸川に切り落して水を入れたら、千葉
縣が今度のような被害をこうむるとい
うことは、わかつていたのかどうか。

ただ千葉縣から、江戸川に水が流れる
と、ひよつとすると千葉縣の方に水が
上るから、それは困るという——何が
ゆゑに、こういう緊急の狀態のとき
に、千葉縣の了解を得なければ、われ
われ三十万といふ都民が助けてもら
うことができないのか。私はこれを言
たいのであります。

こんな場合に、千葉縣の了解も何も
要らぬ。少くとも見たところ、江戸川
の水と、この濁流とは、相当の水差が
あつたのであります。これに流しこめ
ば、水勢が衰えて、おそらく櫻堤は決
壊しなかつたであろうといふことは、
今水の中に生活している万人が叫んで
いることであります。どの人にも尋
ねてごらんさい。しかも弱々しい老
人まで、私たちはお役所を恨みます
と、泣きながら言つてゐるのであり
ます。

この人たちの言葉を私たちが聴きま
して、不可抗力であつたかどうかとい
うことについて相當の疑問があるのに
もかわらず、現在の當局がこの救援

をしている状態を見ていただきたいのであります。

であります。この処置においていくらか足りないところがあった、その足りないところを、後日救援によつて自分たちの過失を補おうという誠意が現われているならば、まだこの罹災者たちも許すところがあるのではないかと、江戸川方面でこの二、三日以来配給されたものは、水の中に屋根だけ出して生活しております都民たちに、一日に親指大の眞黒な乾パン十八十七箇——一日の食糧であります。しかも、水は小さなやかんに一杯しかもらえません。この状態で、どうして人間が七日も十日も生きていることができるで、ありましようか。私たちはこの現実を見ます。

しかも医薬品についても、ただいま厚生大臣は、何トンとか何十トンとかいうものが相当まわされているように言われますけれども、それは五十人か百人か何十人かの薬をもらつたら相当なものでありましようか。何百万人という者が、この何トンという薬をわけ合つたとしたら——ほとんど一人一々がけがをしているのであります。全部がけがをしているのであります。この際、太平洋のまん中に香水を一滴落して、香水を落してやつたと、うらは

してもいたくないのであります。まずこの際徹底的に——自分たちの方にくらかの過失があると思つたら、この過失を補う意味においても、あくまでも責任を追究して、責任をとれというふうな、私たちはそれを言つても、いまさらにはじまらないと思ひますから、これは後の問題として、ただちに食糧の問題、衣料の問題——しかも、各罹災者が水の中から頭を出して、すぐ近くの駅、あるいは水に浸つていない堤防などに連絡をする、その連絡の船さえないのであります。彼らは自分々々で、流れてくる材木を集めて、これを自分の帯でゆわえて臨時のいかだをつくり、これでもつて逃げたり、あるいは連絡をとつたりしていることが実情であります。これを放つておいて、政府の施策よろしきを得たと、言えるではありませんが、私、何も自分が東京都の選出であるからという意味で言うのではありません。これは今後とも大きな國家的の問題であると思ひます。

それと同時に、島上君が過日御質問をなさいましたが、この水害のため、消費都市である東京都の野菜事情はとみに逼迫を遂げてまいりました。実に危険なる状態にあると私たちは考え

ます。この点に対しても、農林当局が万全の策をとられんことを切に要望し、関係関係の、しつかとした今後の対策に対する誠意のある御答弁を要求して、私の緊急質問を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 水害対策に関する緊急質問を許可いたします。提出者佐々木更三君。

〔佐々木更三君登壇〕

○佐々木更三君 今回の水害の規模の廣大さと、その被害の深刻さは、空前でありまして、日本の経済再建の途上に、まことに遺憾なことと言わなければなりません。従つて、これが対策と復旧に對しては、政府は万全の努力を講じなければならぬことは、言うまでもございせん。しかるに、先刻内務大臣の報告をお聴きいたしますと、現在の災害に対する政府の認識とその対策がきわめて部分的であり、その調査が不十分であることを、まことに遺憾とするものであります。

今回のこの水害が、帝都を中心とするところの関東地方は身近でありますから、これに対する關心の大なることは当然であります。われ／＼もまた、夢想もしなかつた水禍のために、その犠牲も大きかつた帝都の人々に対しま

しては、深甚の同情の意を表するものでございすけれども、しかし今回の災害が、單に関東地方のみならず、東北六縣、北陸、信越を通じて、その被害がまことに莫大なるものであり、特に宮城・岩手を中心とする東北地方の水害は、これをもちまして今年五回目の水害である。その廣さは、前回の水害の約十倍に匹敵するのであります。

たとえば、宮城縣一つをとつて見ましても、田の冠水が約五万町歩、全耕地の五割、その減收額約三十万石、前回の減收と合わせますと、まことに恐るべき、五十万石の減收であります。畑の冠水が、約全耕地の四割であります。

この恐るべきところの災害に對しまして、當局は少くとも昨日以前においで、何ら適切な統一した調査をしなかつたということを、私は災害地の現地において見てきたのであります。特にこの政府の、身近なものに對して特に關心をもてる態度に對しては、東北はもとより北陸、信越、否、おそらく全國の僻遠地の人々は、まことに遺憾とするところと私は信するものであります。率直に申しますと、今回の水害に對しまして、政府は東北の水害に對して、きわめて無關心であり、冷淡であり、その調査が不統一であつたと言わ

なければなりません。

先ほど厚生大臣が、多額の救援物資を送つたと申しますけれども、二十日現在において、東北に對しましては、一人の政府の調査隊も、また一品の救援もないのであります。私は、少くとも政治が公平であるためには、むろん帝都を中心とするこの甚大なる災害に對しましては、万全の対策を講ずべきことは当然でございすけれども、これと同等に、公平に、あの永い間日本の資本主義のもとに恵まれなかつたところの東北・北陸・信越の農民、全國の農民に對しまして、いわゆる政治の公平化の上から、この認識を徹底的に改めまして、即時万全の対策を講ぜられんことを要求するものであります。もし、そうでないとしたら、將來この中央偏重の政治に對しまして、日本の過半数の人口を有するところの農民諸君が、供出を中心とするところの國家に對する協力心にゆるみが来るようなことがありますならば、日本経済再建のために、まことに遺憾なものがあると言わなければならぬからであります。

次に、今回現地で当局の対策を見まして、現在中央から地方に出ておりますところの出身官僚と地方自治体との

関連が、きわめて不統一であり、錯雑いたしておりまして、この緊急なところの対策に對しましては、言葉は過ぎるかもしれませんが、むしろ妨害的な役目を果たしてある事実を、私たちは指摘したいのであります。現在水害の対策にあたりましては、縣當局が中心になっておりますけれども、たとえば、井戸の排水をして新しい生活の出發をしようとするときに、そのガソリンの配給は、縣廳にその極限なく、鐵道省にある。従つて、鐵道省のなわ張り根性から、このガソリンの配給が縣廳に十分に補給されなために、東北の各縣廳におきましては、現在民間からガソリンを借りて、傳染病予防のために現在井戸の排水作業をやつておる有様であります。縣廳を中心にして、各官廳の評議會を開きましたけれども、何ら解決点を見出せません。そのために、いかに災害を深刻にし、民衆を失望せしめておるかは、言語に盡しがたいものがあるのであります。

これは今回の水害の対策のみならず、將來の日本國民の生活に對しまして、この歴大なる官僚機構が禍いをしないとは、どうして斷言できるでありましょう。従つて私は、この際行政改革を一つの主眼といたしますところの現政府が、これらのものを速やかに統一調整をいたしまして、現在の水害の復旧が一日も早からんことを要求するものであります。この點に對しまして、總理大臣の見解を質したいと思ふ次第でございます。

次には、今回の出水害が地方財政に及ぼす影響はきわめて甚大であります。すなわち今回の災害によつて、おそらくは免稅その他のために、地方財政というものは極度に窮乏するでありましょう。現在までの地方財政ですら——特に東北・北陸のように、毎年のごとく水害に見舞われて、ほとんど財政窮乏の極に達しておりますところの地方自治体におきましては、とうてい今回の災害復旧の能力をもつておりません。従つて、河川はもとより耕地の回復その他に對しまして、もはや、これらの僻遠の農村の自治体に對しましては、全額國庫で負担する以外には、とうていこの復旧工事は望まれなと思ふのでございますが、これに對

しまして政府當局はどうお考えでございますか。この點について伺ひたいのでございます。

地方財政に對する融資につきまして、先ほど内務大臣がお話なさつたやうでございますが、そのことはしばらくおきまして、もし現在の地方財政の狀態をもつていたしますならば、免稅その他のために自治体の收入が激減して、やがては吏員に對する支拂さへも自由にならない。かくては自治体の機能が停滯するおそれがある。

○副議長(田中萬壽君) 佐々木君、時間がきております。

○佐々木三三(統) これに對しまして、政府が何らかの應援の措置を講じなければ、これまた今回の水害復旧に對しまして、非常なる支障をきたすと思ふのであります。政府はこれらに對しまして、いかなる策を講ずるつもりでございますか。この點について伺ひたいのでございます。

農林大臣その他に對しまして質問申し上げますが、時間には制限されまゝです。で、いずれ次の機会にこれを御質問申し上げることにいたしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 水害対策に關

する緊急質問を許可いたします。提出者受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 ただいま政府當局から、今回の關東水害につきまして詳細なる対策の御説明がありましたので、これにつきまして、私は第一議員クラブを代表いたしまして、さらにもつと具體的に、もつと眞剣に、かつもつと愛情のあふれる施策を講ずべきであるといふ點について質問を申し上げます。そも、今回の水害に限らず、これまで天災に對して、政府がとつていた対策がどうであつたか。これにつきまして、私は今までの政治史そのほかの面で十分うかがひ得られるものは、官僚のまことに責任のがれの政治が行われたといふことである。今回のことにおきまして、たとえるならば、この堤防を切開すべきや否やについて、すでに数十万の人命にもかかわる大問題であるにもかかわらず、なるべく無難な道を選びたいと思ひまして、その責任者が無難な方向をとる。このとき、何ゆゑに佐倉宗五郎となつて、自分一個はいかに犠牲とならうとも、多勢のためにおれば身命を賭するのだという強い信念の官吏が一人もいないのであるか。(拍手) まことに悲しいこ

とであります。かつ無難な道を選んだ官吏は、首にならない。もし誤つてそれを切つたならば、やがて首になると、自分の首を考へて行政に携つておる官吏が、敗戦後強力に立ち上るべきわが國に一人でも存する限り、日本の再建の前途、まことに暗澹たるものを感ずるのであります。(拍手)

加うるに大臣諸公は、眞に緊急切実なる対策をとつておると、ここで明言されたにかかわらず、私は一昨日の休日を利用して、新小岩方面に災害状況を視察いたしましたところ、あの堤防の上に、何らまともなものもなく、何ら食するものもなく、幾百、幾千という同胞が凍えかつ飢えております。毛布を配給した、また十七個の乾パンを配給した、こういふような點について、厚生大臣は自信ある施策をここで申し述べられましたけれども、これらについて、十分政府の計画が末端に徹底しておるか、とくと御反省願ひたいのであります。

なお、政府の施策が末端に及んだときは、途中何らかの方法で時日が遷延される。それは判こをつくとか、いろいろな手続上の齟齬でそうなるのでありまして、この點におきまして、各官吏がもつと迅速に、かつ的確に末端に

それらを徹底させる方法をとらなければならぬ。しかし、ここに勇敢なる官吏が一人おつて、この穀物をこの地域の罹災者に早急に渡そうというような強力なる手段をとつてもらいたい。そういう点について、政府は監督の点で、これらは許さないなどと言つて、そういう生温い御叱責をされるというようなことが断じてあつてはならないと思ふのであります。

なお私は、この緊急対策に対して、國民あげて協力精神をもち、犠牲的精神をもつて、これに当らなければならぬと思ふ。しかるに悲しいかな、依然として自己本位である。罹災者みづからにおいても、荷物を救い出すことに汲々としておる。すでに水は迫つておる。早く避難しろと言われても、あくまでも二階にがんばつておる。これら罹災者の身の上を思うとき、敗戦下における愛情の政治の貧困という点をつくづく感ずるのであります。

私は、新小岩方面の救出状況におきまして、青少年たちが眞鍮に立ち働いておる場面をいくつも見ました。しかしながら、それらの統制ある指揮系統が乱れておるということを、まことに残念に思つたのであります。規律あり、統制ある青少年の行動は、今や敗

戦とともに、まつたくひからびた、実に暴乱した状況におかれておるといふことは、政治の上において実に空白を感ずるのであります。このゆえに、先般新日本再建國民運動要綱を閣議で決定せられたるにかかわらず、未だもつて、これの施策の面に何ら手を打つておられない。社会連帯責任を強調しながらも、今回のごとき面において、何らこれを実施しようとしていない。悲しいかな、政府の愛情の政治が手遅れであるがゆえに、こうした大被害がますますその威をたくましゅうしております。

私はこの機会において、目先の緊急対策と同時に、さらに恒久対策を政府は十分考へてもらいたい。寺田寅彦博士は、日本人に欠けておるのは、それは天災に対する科学である指摘されております。悲しいかな、科学性の欠如は、この天災を数年の長きにわたつて何ら阻止する力となつていません。大和根は、もと東京湾に流れていて、それがたま／＼関東地区全面の幸福を増進するために、太平洋に方向を変換した。これは天然に対する偉大な人工の力でありまゝ。しかるがゆえに、この人工に対してもつと科学力を発揮するならば、あわただしく毎年

めぐり来るわが國の天災は、必ずやある程度の防波堤をもつて防ぐことができません。この点につきまして、早急に科学力をもつて、これらの天災を防ぐところの施策を講ずべきである。ただ單に目先の措置ばかりを講じていたならば、この被害が毎年のごとく繰返されるであらう。加ふるに、わが國は水害のみならず、また山火事とか、雪の害とか、地震とか、頻繁に年繰返されております。こういう点につきまして、恒久対策として、いかなる施策をもつておるか。実に緊急切なる現段階においても、なおかつそれを忘れるがごときは、敗戦下再び文化國家、否、世界にまたとなひ平和國家を建設しようとする政局担当者として、まことに心細く思ふのであります。

最後に私は、農林大臣にお伺い申し上げたいのであるが、今、日本國內には約百六十万町歩にあまる山が、はげ山になつておる。この植林計画こそ、緊急対策の最も大切なものであると思ふが、この植林・造林の計画が、昭和二十一年より五箇年計画をもつて、二百七十万町歩の造林の案が立てられておるようであるが、昨年と本年を通じて、わずかに四十万町歩にすぎない造林しかできていない。また

森林資源造成法によつて、半額國庫負担としておるようであるが、わずかに一人二十二円の人夫費をもつてしては、一町歩千八百円の非常に多い額を要する。これをもつて、直接当事者がこの造林に躊躇しておる。加ふるに、森林に対する國有論その他まで飛び出して、早急に伐採して何とか片づけようという氣持さえ起つておることは、先ほど中嶋君が指摘された通りである。これらについて恒久策として農林當局はいかなる対策をもつておるかについて、とくと御説明をお願いしたいものであります。

なお、内務大臣にお伺い申し上げますが、この災害のあるときに、ことさらにかく起りがちなものは何か。それは、この災害をたてにして、やみブローカーが起り、不正配給をするとか、実に暗澹たる社会の暗い問題であります。この面を救済せずして、正しい者が損をし、不正な者が得をするということがあるる未曾有の天災時においてすらも行われるとするならば、日本の國民道義いずこにありやと憂ふるものであります。政治力において、この点万遺憾なきを信するものであります。これに対する対策をお願い申し上げます。

以上、簡単にございますが、緊急質問を申し上げた次第であります。(拍手)
○副議長(田中萬壽君) 水害対策に対する緊急質問を許可いたします。提出者網島正興君。

〔網島正興君登壇〕
○網島正興君 このたびの、全國と申してよいくらいの大水害に對しまして、特に私どもは、それこそ超党派的に一致してかからねばならぬ状態におかれておると思ふのであります。そこで私は、二、三質問をいたしたいと思ふのであります。

第一番に、大蔵大臣に御質問を申し上げますことは、この水害地の公租公課の免除及びこの水害地の復旧をいたしますにつきまして、それが普通の土地の開墾よりも、なお手の要るような所に対しては、それ／＼開墾に対する助成金にひとしいところの補助をされる御用意ありやいかん、この点を大蔵大臣に、數字をおよそ予見して、どのくらい國庫負担になるか、それらのものは御用意があるかどうか、またそれをどういうことによつて御負担が願えるか、願えないか、こういう点を御質問申し上げます。
次に、安本長官に御質問を申し上げます。

ます。これは実は先ほどからたび／＼お話がございましたが、長官がおられねば、どなたか代理で御返答を願いたいのではありませんが、安本には衣料をたくさんもつておられるようでありますから、これをひとつ特配をしてもいいたい。これは関東ばかりでなく、東北その他水害地の住民に対して、濡れなく衣料を特配をしていただきたい。これに対する御成案いかん。

次に、農林大臣に御質問を申し上げます。これは実は特に農村に関する部分を農林大臣にお尋ねをいたしますが、御承知の通り水害をこうむりますと、家畜、家禽等のごとく種絶やしになつてしまいますので、これに対する緊急処置をなさる御意思ありやいせん。これに対して、それ／＼大蔵省ともお打合せになつて、その種でございすとか、ひなでございすとか、あるいは牛でございすれば小牛でございすとか、番い牛でございすとか、その他漁村に関するものについて、網でございすとか、漁船でございすとか、そういうものに對するお手当をなさる御意思ありやいせん。それから主食の配給でございす。なるほど、ただいまの緊急時代におきましては、あるいは乾パンで間に合

せなければならぬかもしれませんが、一應の時間を経過いたしましたならば、この主食を失いましたために、開墾の事業をいたしますことは非常に困難になつてまいるのでございす。

御承知の通り開墾事業は、これが一番ひどい努力でございすので、特に先祖傳来の土地とか、自分がつくり慣れておつた土地などを失いました者は、あせつて復旧いたしますから、これに相應するだけの食糧、いわゆる加配米を加えた食糧、こういうものを配給なさることを、ぜひお願いを申し上げます。これに対する御用意いかん。それから農機具、農家具、農家衣料、これらの特配をなさる御意思ありやいせん。こういう点をお伺いをいたします。

最後に、これは実に恒久的対策でございす、森林行政のことについてお尋ねをいたしたのでございす。私から申し上げますれば、今までの農林省の森林行政というものは、これはまつたくの失敗でございまして、ただいままでいろいろ／＼な御質問がございしましたが、これはみなのごとく單なる濫伐をいたしたとかいうことでございすけれども、ただいままでの農林省のとりましたる森林行政は、実はわが

國にございすところの記録に背く行政でございす。

御承知の通りわが國には、熊澤蕃山とか物徂徠とかいう非常に林政の大家がございまして、記録もちゃんと備わつておるのでございす。そして農村におきましては、農村附近の農民の居住しておりますいわゆる里山には、針葉樹を植えないということが規則でございす。里山に針葉樹を植えますと、草立ちができません。針葉樹は長年経ちませんと役に立ちませんので、肥料をとることができず、牛馬の飼料の採取ができないのでございす。最も成長の早い闊葉樹で、相當の期間中に大体これを刈取りまして、木立にいたしておきますと、そこには新芽が出ますし、草が立ちますし、飼料ができ、いわゆる牛馬の飼料と肥料とがここにあるのでございす。

ところが、農林省の山を見ると、農家の軒の下から針葉樹を植えてしまひまして、これはちやうど高利貸的政策でございす。これくらい、あほうな政策はございせん。政府がもつております山林は公有地でございまして、従つて、本質も國民の生活に結着する公有的性質をもたなければならぬ。これは日本にはちやんと昔からそうして

あるのでございす、それを百姓家の軒下から針葉樹を植えて、五十年も七十年も伐らぬことを予想する森林を育て上げておつて、その中には草も何も立てない。そのために農村が枯れていく事情が起るのでございす。この際一つ農林省においては、これは一端でございまして、時間がございせんので長く申し上げることができないが、少し物徂徠や熊澤蕃山をお調べになればすぐわかる。ちやんと整つた林政があるのでございす。そこで、それらを御勉強なすつて、林政をちやんとお立てになる御用意ありやいせん。これをお尋ねをいたします。

それから、これは各官廳にお尋ねするのでございす、殊に内務大臣にお尋ねをいたしますが、なるほど大きな河川はことごとく國家の河川になつておりまして、國家的見地から施設をいたしておられますが、防水に對しては、先ほども皆様が申されました通り、國家の統一的計画ができておらぬこととございす。一体河川工事は、防水のために主にやるようでございすが、しかるに、水の出たときに、ちやうど消火器は買ふけれども、消防隊が出動する組織はつくつていなかったというの、ただいまの治水行政であ

ると申さねばならぬ。これは実は長年の間の内務行政の非常なる欠陥でございすから、これについて十分なる統一的、総合的計画をお立てになる御意思ありやいせんということをお尋ねいたします。

ただいま時間に準じてお尋ねいたしました簡單なお尋ねの中に盛りこまれたる諸般の事柄は、もう少し官僚も、ただ口先で應答をするようなことを勉強なさらずに、國民の生活を知つた官吏、國民の生活を知つた内閣になつていただかねば、実は世の中のお役に立たないということを警告いたしました、その点に對するお覚悟のほどをお質問をいたします。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 水害に對する各官廳の対策方法統一に關する緊急質問を許可いたします。提出者林百郎君。

〔林百郎君登壇〕
○林百郎君 私は、日本共產黨を代表しまして、まず片山総理に對し、このたびの水害に對する政治責任を問いたいと思つてあります。私どもは、このたびの水害に對し、政府が一言も國民に對して相済まないということを表明したことを聞いておらないのであります。しかも政府は、今年の七月三日

発表しました経済実相報告書の二十一ページを見ますと、ちゃんと、このたびの水害に対しては十分な予測をしておるのであります。

参考までに、これを二三行読んでみますと、まず国土の荒廃という項があります。そして昭和十四年から十六年に至る平均で毎年四十九万町歩に達した造林が、昨年は七万町歩になった。これは国土がだん／＼荒れていく様子を如実に示してゐる。そのほかに、次のような例もある。本年四月中旬に、北海道・東北・北陸方面に雪どけと降雨があつただけで、一度に十億三千七百万円の損害を生じた。例年夏の台風で水害が起ることはあつても、春の雪どけでこのような水害が起つたことを知りません。これは結局資材や資金の不足から、河川の堤防その他の補修が十分でなかつたためと考えられるのである。

この例でもわかるように、国土の手入れを怠れば、今後の被害は加速度的に殖えていくであろうということを、はつきり言つておるのであります。これが、このたびの水害のある二月前の七月三日にわれ／＼國民に示された経済実相報告書の中に書かれておるのであります。しかも、この経済実相報告書によ

つて、われ／＼國民には耐乏生活が求められた。片山首相が發言の機会あるたびに、國民に対して求めておられる耐乏生活、全官公廳の労働者に対しては、千八百円ベースの賃金を押しつけておるのであります。國民に求めよう側に対しては、苛斂誅求というのがよくあつていますが、仮借なく求めようきながら、みずからなさなければならぬ責任に対しては、何をなしたか。この点について、まずこのたびの水害に対する政府の責任をいかにとるかという点、その次に、この経済実相報告書に發表した後の政府がいかなる対策を講じたかという点、その次に、今後の根本的な対策はどうするか、この三つの点を問いたいと思うのであります。

そのほか、私の緊急質問の要項になつておりますところの各官廳の水害に対する対策方法の不統一の問題ですが、これは私が二十一日の日曜日に、ずつと東京都を見てまわつたときの実感であります。大体内務省と東京都とそれから足立区、この三つの縦の官廳の間の連絡が全然とれておらない。たとえば、足立区へ行きますと、足立区では、もう綾瀬川が氾濫しておる。この綾瀬川の氾濫に対する対策

は、中川の八條が決壊しているかどうか。決壊して、今後もお水が増加するということになれば、もつと根本的な対策をしなければならぬし、中川の八條が決壊しておらないとすれば、これは憂慮することはないという事態になつておつたのであります。ところが、これに対して東京都では、八條は決壊しておらないと言ひ。内務省でも決壊しておらないと言ひ。ところが足立区では、東京都並びに内務省の言ひことがどうも信ぜられないといつて、みずから八條へ行つてみたら、すでに決壊してあるのであります。しかも足立区の区長が、これに対する対策を東京都で尋ねてみても、あるいは内務省に尋ねてみても、統一した指令が全然與えられておらないというのが実情であつたのであります。

すなわち、私どもの要求すること、全般的のにらみから統一的な指令を末端まで出すように各官廳の縦の連絡を十分に組織的に統一的にするという点、それから各官廳、たとえば内務省、農林省、大蔵省、厚生省等に対する横の連絡を十分に付けて、いかにしてこのたびの水害に対する統一的な組織的な対策を講ずるかという点についても、首相にその対策についての

見解を問ひ質したいと思ひのであります。

なお、内務大臣について一点お尋ねしたいのは、このたびの水害に対しては、計画水位の計算をもう一度し直さなければならぬ。この計画水位は、戦争前の計画水位によつて治水の問題を考へておるのでありますが、すでに戦争中、戦争後も、年に二億本の濫伐がなされているということは、政府がすでに委員会に發表しているところでありま。しからば、年に二億本の濫伐が行われておる現在、これに対する計画水位の計算も、根本的に建直さなければならぬという点をいかに考へてゐるか。

それから、もう一点内務大臣にお尋ねしたいことは、実は水害地がすでに無警察状態にある。全然警察状態が放棄されており、集團強盗が発生しておる。しかも、この集團強盗に対する責任を第三國人に轉嫁しておるような實際的な問題までも起しておるのであります。この水害地の警察状態に対して、いかなる施策を講ずるかという点をお尋ねしたいと思ひのであります。

最後に、農林大臣に対してお尋ねしたいと思ひのであります。それは、このたびの水害によつて、耕地の境界が

まつたく不明になつておる。この耕地の境界線を再び整備しなければならぬが、これは減水した後にすぐ農民は作付する必要があるから、境界線を明らかにすることは焦眉の急だと思ひ、これに対する費用あるいは方法を等々いかに考へておるか。この点を農林大臣にお尋ねしたいと思ひのであります。以上をもつて私の質問を終ります。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 私に対する御質問は、今村君と林君であつたと思ひます。

今村君の第一の御質問は、建設省に関する問題でありました。今回の水害につきましましては、國民の一人といたしましても、また政府といたしましても、罹災者の各位に対しましては深甚の同情を表し、できるだけの対策を立てまして、救済の実をあげたい。今後再びかくのごとき災害のないようにいたしたいと深く考へて、政府におきましては、それ／＼対策を立てつつあるのであります。つきましては、建設院にしないで建設省にした方がよろからう、という御意見であつたと思ひます。が、現在の行政機構は、長いしきたりによりまして、建設に関する事項は各

省にまたがつておるのであります。各省のこの事務を建設省に統括いたし、することにつきましては、各省の行政機構を相当大幅に改正しなければならぬのであります。この問題につきましましては、目下行政機構改革に関する委員会がありまして、慎重協議をいたして、審議をいたしておるのであります。が、まず本年におきましては、それらの大幅変更ということ避けまして、なすべきことをまず急いでしなければならぬ、こういう意味から、建設院でいろいろということにきめまして、政府はこれをまず皆さんにも発表し、國民にもこの意向を明らかにいたしまして、建設院によりまして、建設に関する事務を敏活にかつ適切にやつていきたい、かような趣旨で満足しつつあるのでありますから、目下の状態におきましては、建設省によらないで、建設院によつて進むことが事務を敏活ならしめ、また効果を十分にあげ得るやり方である、というふうに考えておるのであります。その点、御了承をお願いいたしますのであります。

次は、政治問題ではないでしようが、私の性格に関する御批判がありまして、この問題につきましては時時尋ねられますから、この機会に一言ごく簡単に申し上げてみたいと思ひます。政治に関する強い弱いの判断であります。私は平和主義に徹底したいと考えておりますし、暴力はどのまでも否定しなければならぬと考えているのであります。従つて政治の弱さ強さは、猪突猛進ということが政治においての強さでは決してないと思ひます。また、やたらに暴力的な事を遂行するということも、決して勇氣凛凛たるものではないと思ひます。(拍手)自己の信するところに向つて、眞に正しいと考えるところに向つて勇敢に進むものが、最も政治上において強いのであると思ひます。それによつて、それを奉じて私の政治信條といたしておるのでありますから、どうかこの点誤解のないように願ひたいと存するのであります。

林君は、今日の天災——天の災、水の災、やはり政府の責任でもあるやうな御意見がありましたけれども、それは責任の追究があまりに廣範圍でありまして、政府は迷惑いたすところであります。天の災はいかんとすべからずであります。それに対する対策を十分に考慮し、その被害を少くすることが政府の仕事でなければなりません。経済実相報告書に現わしておりますことは、現在の経済機構に対する政府の診断であります。こういうふうになければいけない、現在の状態は、かくのごとく疲弊困乏して窮乏を告げておる状態である、ということを、経済実相報告書によつて発表いたしましたのであります。正直に、今日の土木事業も戦争のために放棄されたり、なすべき仕事もなさなかつたりして、大分弱つておるということ、赤裸々に、ありのままに診断した報告であります。この実相報告書で今日の災害を予知しておつたとはいへない、けれども、たゞし、それと私は思ふのであります。しかしながら、政府はできるだけのことをいたします。大勢の方々に迷惑をかけないように、被害者の被害が少くして止まるように、できるだけのことをいたしたいと思つております。災害の後になりまして、いろいろ氣づくことがありまして、あつた、これはこうした方がよかつた、あとで感ずることが多々あるやうに思ひますが、災害のさ中におきましては、なか／＼その結論を見出すことは困難であると思ひます。人力を盡し、人知を盡し、誠意を盡して、その職務に忠実にやるべきことが必要だと考えておるのであります。

そこ、この経験とこの被害を十分責め體驗といたしまして、今後の対策を立てたいと考えておるのであります。いろいろ責め教えを受けました。これに対する対策をただちに立てるために、先ほども申しましたように、救済対策と復興対策の二つを各委員会によりまして早急に立てまして、それぞれ果敢に、また適切な対策を立てようと考えておるのであります。厚生大臣より御報告になつたこと、また内務大臣より報告されました点は、これらのことと関連いたしておるのであります。いろいろ行政機構の中に不統一があつたといふやうなお話でありましたが、何分衝突の際であり、あつたるときであり、また大勢の方方も、この被害のために周章狼狽されて、まことに氣の毒な状態の場合におきましては、いろいろ連絡のつかないこともありまして、殊に電話であるとか、電燈であるとか、交通の便等が、ただちに障害を受けるのでありますから、連絡の十分でなかつた点があると思ひます。しかしながら今後におきましては、官廳間の事務の連絡を十分にとりまして、万遺憾なきを期したいといふことに最大の努力を拂ひたいと考えておる次第であります。以上をもつてお答えいたしました次第であります。(拍手)

〔國務大臣(木村小左衛門) 順序を追いまして、中嶋代議士に御答弁を申し上げます。今回の水害が十六日に発生をしてゐるのに、十九日、二十日まで何らの処置をとらなかつたではないかという御質問であります。今回の水害に對しましては、當局といたしましては、全然責任を回避いたしてはおりません。責任のありますことは、十分に率直に私は承知をいたしておりますことを申し上げておきます。十六日の出水に對しまして、私は十七日早朝、内務次官を伴ひまして埼玉縣廳へ参りました。この利根川の決壊の状況その他を聴取いたしましてから、すぐ案内をしてもらひまして、その決壊箇所が古利根の旧河川を流れてまいりまして、東京都地区内の場合による危険になりはしないか、これは先例もありまゝるので、それを非常に考慮いたしまして、一旦決壊した箇所はもういたし方がないが、今後の処置を十分に講ずるだけの必要があると感じまして、案内を願ひまして、現場の越ヶ谷方面から草加方面、あの辺一帯を長ぐつをはいて歩きました。

その結果を見ますと、あの辺へ参りましたのは、まだ晝過ぎでありましたが、越ヶ谷方面では一向平然たるものであります。この前の四十三年の水害には、相当浸水したというにもかかわらず、中にはたたみを上げているところもあり、また二階え物を運んでいるところもありましたけれども、その日は天気もよいので、大部分がことに平和な、平然とした態度でありました。十分警告を發しましたのでありますけれども、どういふものでありまするか、今度の水害は、東京都地区内の近くに参りますまで、水流が非常に遅々たるものでありまして、あの下流に住居しております大衆は、あそこまでは来ないというような感覚があつた。それは私は十分に察知いたしました。というのは、水流が徐々として進まぬといふことは、つまり下流に行くに従つて拡がる。拡がるから遅く推進してくる。しかし拡がるということは、面積において水の高さが低くなるから、たとえ来ても、避難をする程度までは至らぬではなからうかというやうな觀念があつたように見受けられます。でありますけれども、私も、私も當局としては、十分に警告をいたしました。けれども、どうもそれも引續

いて——最近もその通りでありますけれども、家財とからだと離れることを非常に大衆はいたしました。昨日、一昨日ごろも東京都内の浸水地域に対して、救助方を奨励し、また避難を勧奨しておりますけれども、どうも家と離れ、家財と離れることを非常にいたしまする傾向がありまして、そのため非常に遅々といましております。ついでに、また松戸の前方にあたります江戸川の堤防の破壊、あの切開をもつと早くしたならばよかつたではないか。これは石田代議士の御質問でありましたが、私は総合して申し上げますが、それはその通りであります。あれが遅れましたことは、まことに遺憾でありました。しかしながら、あの命令を私が發しましたのは、十八日の午後七時であります。そのときから始まりますれば、確かに相當な効果があつたものでありますけれども、非常に工事が手間どりまして、私が翌十九日すぐ松戸へ参りましたのは、午前十時でありましたが、寄つて見ますと、松戸の向うへ行くことは、進駐軍の命令で行かれない。進駐軍に爆破作業は任してあるから、向うの土手は一切行かれまないので、松戸の方の土手を参りまして、私はこちらから直

面して、済むまで見ておりました。見ておりますと、十六発目の爆破作業でも、まだ水が通らなかつた。それで午後三時何分かの、水が通るまで見て帰ろうと思ひましたけれども、そのときまでは見込みが立たぬ。そのうちに東京の近所へ水がはいつてまいりまして帰れなくなりましたと、今議會も開会中であるし、また天皇陛下に二十日に奏上する責任もありますので、とうとう水が通るのを見ないで帰りまして、十六発目までは私は見ました。

これが非常に遅れましたといふことは、東京都の当事者と内務省の指揮との間に食い違ひがあつて、非常に齟齬した結果であるといふふうに見られますけれども、率直に申し上げますと、実は内務省に爆薬をもちません。非常に大きな堤防でありますから、あの切開作業は、何百人集めまして、人力では容易にできません。どうしても爆破の力を借りなければできぬといふことに、技術上の衆議が一決いたしました。この爆薬を現場へ運びますことが相當手間どりましたことが、切開作業に手間どりましたところの一つの原因をなしているものと私は考えております。これは、はなはだ遺憾でございます。

いたしましたけれども、どうもいたし方がなかつたように存ぜられるのであります。それから埼玉縣の栗橋の上流の、あの決壊の現場の水深が四十三メートルというのは、あまり大きいではないか、どつちがほんとうかというようにお尋ねになつたようでありますが、私の調べておりますところでは、四十三メートルではありません。四十三メートルであります。あの多量のものが、あの勢で流れますと、これだけは掘れまして、これくらいの水深はあると思ひます。

これくらいの大きいものを止められ得るかという御質問があつたようでありますが、中嶋君はわれ／＼よりもずっと玄人で、よく御承知と思ひますが、これくらいのものは十分に止められます。かつて私が存じておりますことは、鴨綠江水力発電では、あの鴨綠江でさえ、人力でせき止め得たことを私は聞いております。その点を思ひますれば、これくらいのことはせき止められないことはない、復旧することは十分の成算があるといふことを申し上げておきたいと思ひのであります。それから、このせき止めに関する資材はどういふことにしたか。要する

に、せき止め工事が四日間もそのままにしたやうな形にして手間どりましたといふことは、これは資材の關係であります。昔のように軍隊がおりますと、一番ありがたいことは、軍隊には資材があります。何時でも多量の資材と努力とを動員することができ、また器具・機械も動員することができ、するけれども、現在そういう軍隊はおりません。おりませんとすると、この資材・器材といふものは、すべて集めなければならぬ。先ほども報告で申し上げました通り、空俵がいくらか少くとも四万俵要ります。それから中嶋君は玄人ですから御承知ですが、六メートル以上もあるくいが六千本、十メートル以上のくいも千本くらいは、どうしても集めなければならぬ。それから石材、鉄線その他を集めますといふことは、ただいまの經濟狀態の戦後のこの狀態に、何でもないうでありますけれども、なか／＼二日や三日では集まりません。のみならず、集めても、これをいかにして現場へ運ぶかといふことは、相當努力を要します。資材がなくても早くやればよいといふことは、素人の考えでありまして、資材がないのに着手することもできず、またいい加減な資材をもつていつてやりま

に、せき止め工事が四日間もそのままにしたやうな形にして手間どりましたといふことは、これは資材の關係であります。昔のように軍隊がおりますと、一番ありがたいことは、軍隊には資材があります。何時でも多量の資材と努力とを動員することができ、また器具・機械も動員することができ、するけれども、現在そういう軍隊はおりません。おりませんとすると、この資材・器材といふものは、すべて集めなければならぬ。先ほども報告で申し上げました通り、空俵がいくらか少くとも四万俵要ります。それから中嶋君は玄人ですから御承知ですが、六メートル以上もあるくいが六千本、十メートル以上のくいも千本くらいは、どうしても集めなければならぬ。それから石材、鉄線その他を集めますといふことは、ただいまの經濟狀態の戦後のこの狀態に、何でもないうでありますけれども、なか／＼二日や三日では集まりません。のみならず、集めても、これをいかにして現場へ運ぶかといふことは、相當努力を要します。資材がなくても早くやればよいといふことは、素人の考えでありまして、資材がないのに着手することもできず、またいい加減な資材をもつていつてやりま

しても、すぐ流されてしまつて、これは何の見込みも立ち得ないのでありますから、資材を蒐集いたします期間を要したのであります、この点も、これは責任を回避いたしますわけでは決してありませんけれども、その辺の御了解も御願ひいたしたいと私は考えておるのでございます。

それから、この工事は直轄でやつておるのか、どうしてやつておるのかというお尋ねであります、これは直轄工事にして、そうして二つにわけてこれを請負わせております。間組と鹿島組、両方にわけてこれを請負わせまして、民間の一番資材をもつておる、大きな、現場に最も有利なものを運びまして、これに請負わせまして、しかも懸賞つきでやらせておりますから、天候のぐあいさえよかつたならば、二十日という期間内には多分できはしないか、こういうふうに考えております。大体中嶋君の御質問は、これくらいであつたと思ひます。

次に、今村君の御質問にお答えいたします。四十三年と十六年の降雨の水量は、今度とあまり違わなかつたのじやないか、今度の分は六百ミリで、大変大きいとか何とかいふけれども、これは大差なかつたのじやないか、こう

いうお言葉でありましたけれども、内務省の方では、今度が一番多量なる降雨量であつたということを言つております。これは、はつきり数字をここで

お答え申し上げたいと思ひますけれども、実は今日はその資料をもつてきておりませんので、ひとつ御勘弁願ひたいと思ひますが、確かに四十三年、十六年よりも、今年の降雨量が、また水の高さも非常に高かつたということをおし上げておきたいと思ひます。

なお、新憲法実施のために、地方制度が変更せられて、そのために非常に地方と中央との連絡その他に不便な点はなかつたか、こういうお尋ねであります、これは、まことにどうもごもつともお尋ねのように思ひます。地方制度の改革に際しまして、まだこれは実施してからわずかの期間でありますので、十分に地方も自治ということに向つての訓練を積んでおりませんために、今村議員のおつしやるように、強いて申し上げます、中央が皆ほどの指揮命令をもちませんから、皆ほど便利ではなかつた、こういうことを申し上げるが、しかしながら、これがそのために非常に遅滞して困つたというようなことはないように考え

ますから、その点も御了解を願ひたいと思ひます。

なお今村君の、山林の砂防はどうやつておるかというふうなお尋ねもあつたやうであります。砂防工事は、山でも、溪流に属しますものは内務省の主管でございます、山林の砂防は農林省でやつており、兩者緊密なる提携をいたしまして、砂防工事も万全を期してやつておるつもりでありますけれども、近時は、率直に申し上げますと、これは完璧であつたとは、私は言いかねるのじやないか、こう申し上げておきたいと思ひます。

それから、石田君の御質問も、中嶋君の御質問に対するお答えに大部分が含まれておるやうであります、千葉縣との折衝がどうであつたかということであり、江戸川堤防を破壊するといふことは、沿岸の千葉縣にとつては非常な大問題であります。東京を救うために、これは帝都であり、比較にならぬほど損害の数量が多いから、それは決してやつてもよいのじやないかと見られますけれども、ものの事情はかくあるべきでありますけれども、何と申しましても、濁流を切つてあの江戸川を落しますことは、千葉縣には非常な脅威を受けることであります、黙つてはできぬことであります、から、一應は千葉縣に了解を求めましたが、千葉縣では、これは無理ありませんが、承知がなかつた。承知がなかつたけれども、東京都を救うためにはやむを得ませんので、断固として命令を出して、切崩しの作業に着手いたさせましたやうな成行きであります。

それから、柳島君の御質問中、私の所管に關してだけお答えいたしますが、河川の沿岸には、お説のごとく水防隊の組織がございます。今後はこの水防隊の出動その他につきましても、つと総合的に努力をいたして、御注意もありましたし、ひとつ十分な奮勵方をいたして、場合によつては組織も大いに考えるべきものがあるのじやないかと考えまして、御趣意承知いたしましてでございます。

それから林君の御質問中、私の所管しますことは、災害地に集團竊盜や集團竊盜が盛んに行われるが、どうして取締つておるかといふことであります、新聞やうわさでは非常にあるやうに言われておりますが、警視廳の開べで見ますと、そう大したことはないやうであります。大したことはないといふ抽象的なことを申し上げては御承知にならぬと思ひますけれども、

ちよつと、その数字はちませんけれども、うわさ等が非常に高いのであります、船で参りましてとりますのは、種盗とか物盗も船で行かなければならぬ。船もそう濁沢にはありませんから、そううわさや新聞にありますほど多いことはありませんが、しかし、こういうことがあつてはなりませんので、警視廳ではあらゆる水上を動員いたしまして、横浜あたりからも快速な船なんかも十分に借りてまいりまして、一昨日の夜ころから、この警備に當つておる次第であります。

それから受田議員の御質問は、水害の対策を今後どうするかといふこと、これは今後にかかる、土木建設としても非常に重大なる問題であらうと思ひます。とりあえず、ただいまのところでは、治水治山の五箇年計画を樹立いたしまして、明二十三年度からこれを實施して、五箇年の計画で完備を期し得るだけ完備を期したい、こういう計画を立てておる次第であります。以上、大体御答弁といたします。

○國務大臣(平野力三君) 中嶋勝一君の御質問は、今回の水害の原因は山林の過伐、濫伐にある、こういう御指摘であります、この点に關しましては、

大休利もさうに存じておるのであります。そこで、農地調整法の運用によつて、山林の所有者が、將來山林が農地と同じように細分化せられるというよりな考えのもとに濫費・濫伐をやつておる、このことは、まことに山林行政の上においていかぬではないか、こういうお問ひであります、私はしばしば山林と農地とは違ふのである、農地調整法は農地に關して適用される法律であつて、山林には適用されないという意味のことを申しておるのであります、この点は、あるいは所有権の制限等の意味から、山林業者は、山林が將來農地のごとく細分化せられると思つたことであらうと思ひます。

この際申し上げたいと思ふことは、農地開放は、小作制度を廢絶して、人間を解放するところの、いわゆる農村の民主化の徹底でありますので、この線においては、農地改革は徹底的に行ふのであります。しかし、山林は農地と違ひまして、木炭であるとか木材は、人間とは違ふのであります、いわゆる山林の所有権制限等を、農地調整法の運用によつてやるということは、今日考へておらぬのであります。従つて、この点を明確にいたしておきたいと思ふのであります。なお、そのこと

に關しましては、私はあらゆる機会に、山林業者に不安を抱かせることなく、主張をいたしておるのであります。

次に今村君の御質問は、政府が開墾・干拓事業に使つた費用をもつて治山治水の方面をやつておけば、かような水害はなかつたのじやないかという御質問であつたかと思ひますが、今この大水害を前にして考へますならば、確かに私も、開墾費を割いて治山治水の費用に投すべきであつたという様な感想を深くするものであります。しかし、台灣・朝鮮を失ひました日本といつたしましては、何と申しましても、食糧増産の面において新しい開墾と開拓を必要といたしましたので、昭和二十一年度におきましては、開墾費用といたしまして約五億を使い、その結果といたしまして、四十萬石の増収をいたしました。二十二年におきましては、十五億を開墾費用に使いまして、増収九十六萬石の案を立てておるのであります。かような案件に關しましては、今後治山治水と開墾事業をならみ合わせまして、総合的な対策を立てますことは、最も必要であると思ひますので、御質問の御趣意を考へまして、將來とくと思つたい

と思ひます。

次に受田君の御質問は、現在の対策に對して、もつと深刻な愛情をもつて當れ、こういう御趣意であります。が、これはまづたく同感であります。私も、眞に深刻にして、眞に眞剣なる対策を立つる必要があると痛感いたしております。従ひまして、山林政策については、從來立てておりましたところの五箇年計画というものを、さらにこの際再検討を加へまして、現在農林省におきましては、新たな森林政策を廣々と準備いたしておるのであります。この点に關しましては、近く発表をいたしたいと思つております。網島君の御質問の要點は、水害地に關するところの主食の問題に關して、加配米を行うべしというお問ひでありました。この点は、水害の被害を受けた人は、配給を受ける対象の人となり、基本的なる二合五勺配給は當然行ふことになると思ひます。しかし、加配米の点に對しては、いかに水害地でありましても、無條件で行うわけにはまいりませんので、現在考へておられますところの施策といたしましては、この水害地の復旧及び開墾、こういうようなことに從事せられるところの人たちに對して、もとより、

これらの労働は重労働となるのでありますから、基本的配給以外に、これらを重労働と見て、労働加配の形から相當に食糧増配をすることがよからうと、現在考へておる次第であります。なお、網島君の御指摘の山林行政の根本に關する御意見につきましては、大いに尊重をいたしまして、研究するつもりであります。

最後に林君の御質問は、減水後における耕地の境界問題をどうするかというお問ひであります。もとより減水をいたしましたところにおいて、境界のやや明瞭にわかる場所もありましよう。しかし境界のまづたく不明瞭になりますところが相當にあると考へられますので、これらの点に關しては、減水いたしましたあとを檢討いたしまして、ここに現実に即した、その地方の人たちによく満足のいくような方法を、今から考へていきたいと思ひます。以上、簡単に御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖勉夫君) 各御質問中、大藏省所管の点につきまして、とりまとして御答弁したいと存じます。災害復旧費の國庫負担の問題であります。これは私は緊急を要する費用と恒久対策に要する費用とにわけて考へたいと思ふのであります。緊急を要する費用につきましては、既定の経費をもつて支弁をいたすつもりでございまして、金融その他について實際支拂を開始いたしておるのであります。一日、埼玉、群馬その他をまわりまして、たとえば埼玉縣でありますならば、とりあへず二千萬円の資金が必要だということとございしたので、金融機關その他と打合せをし、さらに日銀の支店長その他とも打合せをしまして、金融機關の共同融資という形をまとめて帰つたような次第であります。群馬におきましては、四千八百萬圓見當の資金が必要ということとございしたので、ここでも同様な方法をもつて、とりまとして帰つたような次第であります。他の地方におきまして、そういう必要がございますれば、速急に同様の手續をいたしたいと思つております。

恒久対策につきましては、総合計画を立て、治山治水を徹底化する必要があると認めまして、それに要する費用につきましては、既定の経費を既定の経費で賄ひ切れなない場合には、新たに予算を組みまして、十分徹底的に目的を達したいと考へておるのであります。

す。新たに予算を組みます場合には、いずれ、あらためて國會の御承認を経ることに相ならうと存する次第であります。

それから地方財政の負担と國庫の負担との点であります。先ほども申し上げましたように、すでに都あるいは府縣におきまして、決議をもつて費用を定めておられるところがあるのであります。これはすでに申し上げましたように、金融の面でもりあえず手当てをする、こういうふうにいたしたいと思つては、あるいは三分の二あるいは三分の一という一部を地方負担といたしたいと、いたし方がないかと思つてありますけれども、地方の財政の現状及び國家の財政の現状等ともよくならみ合わせまして、必要がありまますならは、さらに研究もいたしたい、かように存する次第であります。

それから個人の封鎖預金の問題であります。これは一世帯について五千円以内、一人については一千円以内、すなわち第一封鎖から自由支拂を認め、指図をいたしたような次第でございます。

それから罹災者に対する租税の減免の意圖があるかどうか、こういうお尋

ねであります。これは必要に應じて減免をいたしたいと考えております。

それからなお最後に、水害地の復旧について、事実において新たにさら地を開墾すると同視すべき場合もあると思つて、この場合に國庫の補助金を出すかどうか。かようなお尋ねがあつたのであります。これはよく具体的に実情を調査いたしますとともに、研究をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 厚生大臣(松定吉君)。

〔國務大臣(松定吉君)登壇〕

○國務大臣(一松定吉君) 先刻御報告を申し上げましたことが、少しく徹底しなかつたとみえまして、石田君から、太平洋における香水一点輪が出たのであります。これを少しく具体的に申し上げて、御了解を得たいのであります。

実はこういうような非常災害の突発事件でございますから、被害者がいくらかあるというこの見定めが直ちにつかないもので、でき得る限り多量の物を送らうということと処置いたしましたのであります。まず赤痢菌に關しましては、百万錠を埼玉・東京・茨城・群馬の方に急送したのでございます。

から、一戸五錠ほどにあたるのでございます。それから、これは赤痢の疑いのある患者もしくは赤痢患者のみに渡すのでありますから、相当行渡らうと思つてあります。どうぞ御安心をお願いするのであります。今後またそういうものが続々増えたとしますれば、なお相當の用意があるということを申し上げておきます。それから消毒薬、すなわち水の濁りましたようなところの井戸水を消毒いたします必要がありま

すので、さらし粉を、一つの井戸に一日二十グラムとして、十日分二百グラムの割合で配給したのであります。それから水を清めます浄水錠は二百二十五万錠一戸に対して十三錠ほどのものを配給したのでございます。それから、これも相當に効果があるかと思つて、その他のものに對しても、それ／＼相當量を、たいがい推算でわかつたのであります。石田君の申されますように、足りない点に對しましては、それ／＼用意をいたしておりまして、何でも送れるようにいたしてありますから、その辺はどうぞ御了承をお願いしたのであります。

それから佐々木君から、東北方面に對しては、まだ一向そんなものがいつておらぬではないかというふうなお尋ねがありました。あるいはそういうことがあつかうされません。岩手の方には、私が親しく知りましたのは二十日でありました。しかも、交通の不便なところを突破いたしました。岩手縣會議長並びに總務部長がまいりまして、事實を報告してくれましたので、初めて知つたのであります。にわかには調査班を派遣して、目下取調べ中でありまして、送られる品物だけは、さきに申し上げましたように、すでに急送をいたしておるのであります。

それから東北方面はどうもおそろそかになつていような疑いがあるという御注意でありましたが、そういうようなことがありとしますれば、まことに恐縮なことでありまして、いわゆる全國民は一視同仁でなければなりませんので、それらの点については十分に事實を調査いたしました。そういう不公平に御了承を賜りたいのでございます。

最後に、ちよつと御報告を申し上げます。実は私十八日に埼玉縣方面を視察いたしました。その翌十九日に陸下に拜謁を仰せつけられました。私の見聞いたしましたことをことごとく上奏いたしました際に、最後に陸下から、いやよくわかつた、どうか厚生

省においては、救助対策について万遺憾なきやうやつてもらいたい、それを頼むよ、とありがたき御聖旨を奉戴いたしました。私は非常に恐惶感激をいたしました。よろしゅうございまして、でき得べき限りの努力を拂ひまして、そういうようなことを防止することに努めます。かようにお答えを申し上げまして、帰りました局長を集めて、その聖旨のほどを伝えましたところ、局長とも非常にそのありがたき御聖旨に恐惶いたしました。全力をあげてこれらの防疫に努めるという決心をもちまして、ただいま社會局内に、その当時からあつたのであります。水害対策本部を設けまして、社會局、予防局、医務局の局員が互いに交代をいたしまして、晝夜兼行、宿直をして、情報・対策・活動に努力をいたしております。東北方面の用意もございまして、またこの地方の災害に対する用意等もいたさなければなりませんので、撒布用の石灰、これらのものを二、三百トン、消毒用のクレゾール、D.D.T、これらの整理・集積、血清ワクチン、ガーゼ、繃帯等を相當用意いたしております。何でも急に応じ得るようなことをいたしておることを御了承を賜りたいのでございます。これを

もちまして、簡単でございますが、お答いたします。

○叶凸君 自由討論は延期し、明後二十五日定刻より本会議を開き、これを行うこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(田中高遠君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中高遠君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 片山 哲君

内務大臣 木村小左衛門君

大蔵大臣 栗栖 越夫君

厚生大臣 一松 定吉君

農林大臣 平野 力三君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 吉米地義三君

出席政府委員

高野 興作君

内務事務官 岩澤 忠恭君

内務事務官 荻田 保君

大蔵政務次官 小坂善太郎君

厚生事務官 葛西 嘉實君

厚生技官 濱野規矩雄君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 伊藤 佐君

商工事務官 松田 太郎君

商工事務官 古池 信三君

商工事務官 和田 太郎君

運輸技官 小西桂太郎君